

第 4 編

岡崎市水環境創造アクションプラン

第 10 章.	既存施策と重点施策	91
第 11 章.	水環境創造プランに関する既存施策	95
第 12 章.	水環境創造プランにおける重点施策	101
第 13 章.	水環境創造プランにおけるブロック毎の重点施策	126

巻末資料

- 既存施策の内容（詳細版）
- 岡崎市水を守り育む条例（案）

第10章. 既存施策と重点施策

水環境マスタープランに規定された対策の具体的な行動内容の設定にあたっては、岡崎市・愛知県・国土交通省の3者が現在実施している施策を整理し、第3編で示したマスタープランにおいて策定した対策との関係を把握しました。その結果、ほぼすべての対策項目に対して現在施策を実施中であることがわかりました。水環境創造プランの水環境目標を達成するためには、これらの施策の継続的な実施が必要となります。また、対策を確実に実施していくために重点施策を設定し、更なる推進を図る既存施策の抽出と新規施策の立案を行いました。

全施策の一覧については次ページ以降に示しますが、既存施策の一覧については第11章に、重点施策については第12章に、ブロック分割と重点施策の関係については第13章に示します。また、既存施策の詳細な内容については巻末資料に付します。

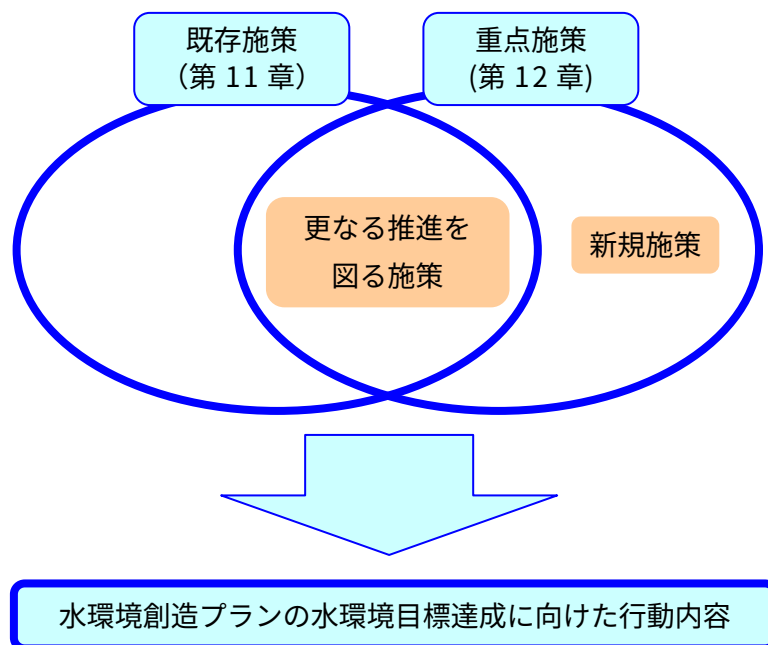


図 10-1 水環境創造プランの水環境目標達成に向けた行動内容のイメージ

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

表 10-1 基本方針「水量」「雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う」ための実施施策

マスタープラン		アクションプラン	施策の区分	
対 策		具体的な行動内容	既存 施策	重点 施策
雨水を貯める、 利用する、 浸透させる	水源涵養機能の向上	水源地域の森林整備	●	
		森林整備・下草刈り	●	
		水源かん養林事業	●	
		森林の整備・保全	●	
		造林（補助）	●	
		治山	●	
		計画的な森林整備の支援（現況調査）	●	
		計画的な森林整備の支援（計画）	●	
		水源地域の森林整備（矢作川）（助成）	●	
		県産材利用促進	●	
		間伐材利用促進	●	
		低コスト木材生産システムの確立		●
		水源林の間伐対策事業		●
		林業後継者育成事業		●
		森林情報管理事業		●
	農地の保全	水源林の公的管理の検討		●
		農地の保全管理、農業の生産基盤の整備	●	
		農地の保全管理、農地・水・環境保全向上対策	●	
		中山間地域等直接支払事業	●	
	身近な緑を育てる	休耕田や非かんがい期の水田への湛水		●
		公共施設等への緑化推進	●	
		民間施設への緑化推進	●	
	湧水等の保全	緑化の推進	●	●
		湧水の実態調査		●
	ため池の保全	ため池の保全	●	
		農業水利施設の環境整備	●	
		「ため池保全連絡会議」の設置と「ため池保全計画」の策定		●
	節水への取り組み	老朽管更新・漏水調査	●	

表 10-2 基本方針「水質」「汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ」ための実施施策

マスタープラン		アクションプラン	施策の区分	
対 策		具体的な行動内容	既存 施策	重点 施策
汚濁負荷量の削減	合併処理浄化槽の普及	生活排水対策（合併処理浄化槽整備事業）	●	●
	下水道整備の推進（汚水）	下水道整備事業（汚水）	●	●
	合流式下水道の水質改善	合流式下水道改善事業	●	●
	家庭からの排水をきれいに する	生活排水対策	●	
	事業所からの排水をきれいに する	有害物質削減対策	●	
	水質事故の発生防止	水質事故対策	●	
	環境に配慮した農業の推進	農地・水・環境保全向上対策事業 環境保全型農業の推進	● ●	
水質保全活動の推進	河川清掃の実施	管渠・開渠清掃	●	
		清掃活動等（農業用水路）	●	
		乙川・男川清掃事業	●	
		（再掲）農地・水・環境保全向上対策事業	●	
		清掃・除草（報奨制度）	●	
		川と海のクリーン大作戦	●	
		アダプトプログラムによる河川やため池の清掃や水質浄化活動		●
		水質保全活動の実施	（再掲）生活排水対策	●
	水生生物調査		●	
	（再掲）アダプトプログラムによる河川やため池の清掃や水質浄化活動			●
河川やため池の水質監視	水質等の調査		●	
	河川水質ボランティア		●	
	（再掲）水生生物調査		●	
	河川等公共用水域水質監視		●	
	市民による水質一斉調査と「あいちの水循環再生指標」による評価			●

表 10-3 基本方針 [災害] 「雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える」ための実施施策

マスタープラン		アクションプラン	施策の区分	
対 策		具体的な行動内容	既存 施策	重点 施策
治水対策の 推進	河道改修	農業用排水施設の整備	●	
		河道改修	●	
		遊水地の整備		●
	調整池の整備	総合治水対策の推進	●	
		地下貯留浸透事業	●	
		土地区画整理事業における調整池の設置事業	●	
		開発行為許可申請	●	
	ため池の活用	(再掲) 総合治水対策の推進	●	
	下水道整備の推進 (雨水)	(再掲) 下水道整備事業 (雨水)	●	●
	減災への取り組み	洪水ハザードマップ	●	
非常時にお ける水の確 保	雨水の貯留浸透及び雨水利用の 促進	透水性舗装等の推進	●	
		雨水の有効利用に配慮した公共施設の指針づくり		●
	給水体制の確立	雨水貯留浸透施設設置補助事業の拡充	●	●
		非常時の給水体制	●	
		(再掲) 老朽管更新・漏水調査	●	
		河川流水の総合的活用	●	
	消防水利の確保	河川流水の総合的運用	●	
		雨水貯留浸透施設整備事業 (消防)	●	

表 10-4 基本方針 [水辺環境] 「岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる」ための実施施策

マスタープラン		アクションプラン	施策の区分	
対 策		具体的な行動内容	既存 施策	重点 施策
水辺の保全	水辺環境の保全と創出	河川法面等の草刈	●	
		多自然川づくり	●	
		水辺林や植樹等 (水辺の緑の回廊)	●	
		自然環境の保全・復元	●	
		子どもの水辺活動支援	●	
		利用推進事業	●	
		水辺の竹害駆除		●
	湿地の保全	北山湿地・小呂湿地の保全	●	
水辺空間の 整備	農業用水の上部利用	清掃活動等	●	
		農業用水路の上部利用	●	●
	親水公園等の整備	矢作川水辺プラザ事業	●	
		遊歩道の整備の検討		●
在来種の保護		(再掲) 多自然川づくり	●	
		外来種駆除のためのイベント、池干し時の魚つかみ取り大会の実施		●
		魚の遡上を阻害する構造物の改修		●
		多自然川づくりの推進	●	●
		ホタルの保護活動・飼育活動の実施	●	●

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

表 10-5 基本方針「水との関わり」 「水との関わりを深め、水を通してつながりあう」ための実施施策

マスタープラン		アクションプラン	施策の区分	
対 策		具体的な行動内容	既存 施策	重点 施策
人と水の関 わりの強化	文化活動の活性化	岡崎観光夏祭り花火大会	●	
	市民の自主的な活動の促進	河川愛護活動	●	
		(再掲) 清掃活動等（農業用水路）	●	
		清掃活動等、農地・水・環境向上対策	●	
		河川美化団体の助成	●	
		伊賀川一斉清掃	●	
		菅生川草刈清掃	●	
		(再掲) 清掃・除草（報奨制度）	●	
		農地・水・環境保全向上対策（地域での取り組み支援）	●	
		ボランティア講師による環境学習の推進		●
	(再掲) 市民による水質一斉調査と「あいちの水循環再生指標」による評価		●	
	情報の共有化	(再掲) 河川等公共用水域水質監視	●	
		水環境に関する情報の発信		●
		「水辺ふれあいマップ」の作成		●
新たな観光資源の創造	乙川サミットの開催		●	
	舟遊び（乙川観光船事業）	●		
環境学習等 の促進	環境学習の促進	岡崎水辺百選の実施		●
		自然環境啓発イベント（おと川リバーヘッド大作戦）	●	
	小中学校での水環境改善への取り組み	水道週間	●	
		環境教育の支援	●	
		(再掲) 水生生物調査	●	
上下流域間交流の促進		「森の駅」事業の拡充	●	●
		矢作川流域における関係団体との連携	●	●
財源の確保の検討		森林環境税の導入（愛知県）		●

第11章. 水環境創造プランに関する既存施策

各基本方針に対して、岡崎市や愛知県・国土交通省で現在実施されている施策を以下にまとめます。これらの施策は継続的に実施していきます。各施策の詳細については、巻末に付します。

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

表 11-1 基本方針【水量】「雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う」ための既存施策

	対 策	概 要	区 分	
			岡 崎 市	愛知県 または 国
基本方針【水量】 雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う	雨水を貯める、利用する、浸透させる	水源涵養機能が大きいと考えられる森林について適正管理による水源涵養機能の維持・向上を図る。 林業の後継者育成、効率的な林業の推進体制の構築、間伐材の利用等に取り組む。 「炭焼き体験」、「森林・林業体験プログラム」等を計画し、市民の積極的な参加による森林の整備に取り組む。	1 水源地域の森林整備 2 森林整備・下草刈り 3 水源かん養林事業 4 森林の整備・保全	【愛知県】 1 造林（補助） 2 治山 3 計画的な森林整備の支援（現況調査） 4 計画的な森林整備の支援（計画） 5 県産材利用促進 6 間伐材利用促進
		地域特性を考慮し、適切な農業生産基盤の整備及び効率的な農業を推進・誘導する。 体験学習などを通しての市民の積極的な参加による農業の活性化に取り組む。 増加傾向にある遊休農地や耕作放棄地が減少するよう努める一方、困難な場合については冬季湛水によって水源涵養機能を持たせる等の有効活用を図る。	5 農地の保全管理、農業の生産基盤の整備 6 農地の保全管理、農地・水・環境保全向上対策 7 中山間地域等直接支払事業 8 その他、農業用排水施設の整備	
		市街地において雨を受け止める機能を発揮させるため、公園や神社、公共施設及び街路樹等の身近な緑を保全・創出する。 市民や事業者の協力によって、一般家庭や事業所等の緑化を推進する。	9 公共施設等への緑化推進 10 民間施設への緑化推進	
		湧水や地下水は貴重な水資源となっていることに着目し、地下水涵養を積極的に推進する等、適切に保全しながら利用を促進していく。		
		農業用水の供給、豊かな自然環境、地下水の涵養機能などのため池の多面的機能を維持・向上させるために愛知県が策定した「愛知県ため池保全構想」と連携しながら、ため池の保全に努める。	11 ため池の保全	【愛知県】 7 農業水利施設の環境整備
		各家庭、事業所や公共施設において節水に取り組むことにより、流域の水資源の有効活用を図る。	12 老朽管更新・漏水調査	

第 11 章 水環境創造プランに係る既存施策

表 11-2 基本方針【水質】「汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ」ための既存施策

	対 策	概 要	区 分	
			岡 崎 市	愛知県 または 国
基本方針【水質】 汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ	汚濁負荷量の削減	合併処理浄化槽の普及 公共下水道、農業集落排水処理施設、地域汚水処理施設の整備計画区域外の区域及び未整備区域について、合併処理浄化槽の普及を促進する。 合併処理浄化槽の適切な維持管理を図る。 単独処理浄化槽や汲取り処理家庭における合併処理浄化槽への転換の促進を図る。	13 生活排水対策（合併処理浄化槽整備事業）	
		下水道整備の推進（汚水） 公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備予定区域内について整備率100%を目指して整備を進める。 接続率の向上に努める。	14 下水道整備事業	
		合流式下水道の水質改善 現在、多量の降雨時に未処理のまま放流されている汚水による汚濁負荷量を、分流式下水道から放流される汚濁負荷量程度以下まで削減するよう合流式下水道の改善に取り組む。	15 合流式下水道改善事業	
		家庭からの排水をきれいにする 三角コーナー等を利用して食べ物くずを流さない、食用廃油を流さない、食器等の汚れをふき取る等によって家庭から流れ出る排水をきれいにするようPRに努める。 天然石けんを積極的に使う、合成洗剤を使う場合は無リンのものを選んで適量を使う等によって家庭から流れ出る排水をきれいにする。	16 生活排水対策	
		事業所からの排水をきれいにする 事業者による規制値の遵守、行政による監視・指導の推進、さらなる自主的な水質の改善にも取り組むよう啓発に努める。	17 有害物質削減対策	
		水質事故の発生防止 油の流出などの水質事故の発生防止につながるよう情報の提供や意識の啓発に努める。 魚のへい死について、原因の解明に努める。	18 水質事故対策	
		環境に配慮した農業の推進 側条施肥(作物の吸収しやすい位置に必要な肥料を施用)など負荷が少ない農法が開発されている。このような水環境への寄与が大きくなる環境配慮型の農業を推進するよう指導していく。	19 環境保全型農業の推進 20 農地・水・環境保全向上対策事業	
	水質保全活動の推進	河川清掃の実施 川や水路に散乱しているゴミの除去などの川の清掃活動を積極的に実施してく。	21 管渠・開渠清掃 22 清掃活動等（農業用水路） 23 乙川・男川清掃事業 20(再掲) 農地・水・環境保全向上対策事業	【愛知県】 8 清掃・除草（報奨制度） 【国】 1 川と海のクリーン大作戦
		水質保全活動の実施 市民や事業者の水質保全への関心を高め、水質保全に関する知識を深めるために、水質の保全に関連するイベント等を開催し、水質保全に取り組む体制や意識の高揚に役立てる。	16(再掲) 生活排水対策	【国】 2 水生生物調査
	河川やため池の水質監視	清らかな流れを保つための取り組みの効果についてのモニタリングや、水質が著しく悪化している場所がないかなどの広範囲なモニタリングを行う。 行政だけでなく、市民との協力体制の下で水環境のモニタリングに取り組む。	24 水質等の調査 25 河川水質ボランティア	【国】 2（再掲） 水生生物調査 3 河川等公共用水域水質監視

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

表 11-3 基本方針「災害」「雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える」ための既存施策

	対 策	概 要	区 分	
			岡 崎 市	愛知県 または 国
基本方針【災害】 雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える	治水対策の推進	河道改修	河道改修や遊水地の整備などの「乙川圏域河川整備計画」に従った整備を進めるとともに、浸水被害が生じるおそれの高い区間については必要に応じて河道の改修を検討していく。	【愛知県】 9 河道改修 遊水地の整備
		調整池の整備	新たに宅地などの開発を行う場合に調整池などの整備を行い、また調整池の浸透化を検討する等によって川の水量を増やすのに寄与するような施設となるような配慮を要請していく。	26 総合治水対策の推進 27 地下貯留浸透事業 28 土地区画整理事業における調整池の設置事業 29 開発行為許可申請
		ため池の活用	ため池の所在地や容量等の特性を考慮し、湛水機能を保全・整備した上で利水者との調整を図りながらため池を洪水対策に活用することを検討していく。	26(再掲) 総合治水対策の推進
		下水道整備の推進（雨水）	過去の浸水状況等を参考にして雨水排水がうまくいっていない地域を把握し、公共下水道等の排水施設整備を進めていく。	14(再掲) 下水道整備事業
		減災への取り組み	洪水ハザードマップの作成・周知徹底や避難訓練の実施、情報収集・連絡体制の整備等により普段から減災への取り組みを進めていく。	洪水ハザードマップ
		雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進	各家庭、事業所、公共施設等への雨水浸透施設や雨水貯留施設の普及あるいは道路の浸透化対策を図っていく。	30 雨水貯留浸透施設設置補助事業 31 透水性舗装等の推進
	非常時における水の確保	給水体制の確立	渇水による水不足に対応するため、水道施設の改良や拡張に努めるとともに、浄水場間の弾力的運用を行い、給水体制の確保に努める。 渇水や震災等によって断水した場合であっても、市民に生活用水がいきわたるよう応急給水及び応急復旧体制の確立や耐震貯水槽の設置等の整備を行う。	32 非常時の給水体制 12(再掲) 老朽管更新・漏水調査
		河川流水の総合的活用	渇水により、河川の水量が減少した場合、市民など水利用の関係者に情報の周知や節水を働きかける。 愛知県等の関係機関、団体で構成する「乙川水環境管理連絡協議会」と連携し、総合的な水利用の推進に努める。	【国】 4 河川流水の総合的運用
		消防水利の確保	どこで火災が発生しても速やかな消火活動が実施できるよう、防火水槽や消火栓を適切に配置していく。 緊急時においては、消防水利として位置付けられていない川や農業用水路の水を消火活動に用いることも考えられるため、状況に応じて市内の水を柔軟に、有効に活用した火災への備えを進めて行く。	33 雨水貯留浸透施設整備事業（消防）

第 11 章 水環境創造プランに関する既存施策

表 11-4 基本方針【水辺環境】「岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる」ための既存施策

	対 策		概 要	区 分	
				岡 崎 市	愛知県 または 国
基本方針【水辺環境】 岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる	水辺の保全	水辺環境の保全と創出	人々が水辺に近づきやすく、ホタルなどの生きものも棲みやすい水辺となるよう治水安全度を確保しながら、可能な限り多自然川づくりなどの考え方によって水辺環境を保全・創出できる河川整備を進める。 都市と農山村地域の総合的な交流を目的とした「岡崎せせらぎ回廊構想」との連携を図りながら、水辺環境の整備に努める。	34 河川法面等の草刈	【愛知県】 10 多自然川づくり 11 水辺林や植樹等（水辺の緑の回廊） 12 自然環境の保全・復元 13 子どもの水辺活動支援 【国】 5 利用推進事業
		湿地の保全	北山湿地や小呂湿地の貴重な自然を維持するために、市民との協力のもとで保全活動を推進していく。 自然保護の大切さや必要性の理解を深めるために観察会等のイベントを開催していく。	35 北山湿地・小呂湿地の保全	
	水辺空間の整備	農業用水の上部利用	パイプライン化された農業用水路の上部について、せせらぎ水路の整備等の有効利用を進め、親しみやすい水環境の創造に努めていく。 上部利用の方法については、計画段階から地域の市民とともに検討していく。	36 清掃活動等 37 農業用水路の上部利用	
		親水公園等の整備	水環境に興味を持ち、水環境の保全や創造について考えるきっかけとして水辺に親しむ機会が増えるよう親水公園や親水施設の整備を進める。 水辺への親しみやすさの向上を図り、家族で憩え、子どもが遊ぶことができる水辺の創出を進める。	38 矢作川水辺プラザ事業	
	在来種の保護		カワバタモロコ、メダカ、ネコギギ、ウナギやヌマエビ等の在来種減少の大きな要因になっていると考えられる外来種を駆除するとともに、在来種が棲みやすい水辺環境を創造することで保護に努めていく。	39 多自然川づくりの推進 40 ホタルの保護活動・飼育活動の実施	【愛知県】 10（再掲） 多自然川づくり

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

表 11-5 基本方針「水との関わり」「水との関わりを深め、水を通してつながりあう」ための既存施策

	対 策		概 要	区 分	
				岡 崎 市	愛知県 または 国
基本方針【水との関わり】 水との関わりを深め、水を通してつながりあう	人と水の関わり の強化	文化活動の 活性化	既存の文化活動や史跡を保存・活性化させるとともに市内外へ積極的に情報発信することで水環境を活用した文化活動にふれ、水環境について考える機会が多くなるようにしていく。	41 岡崎観光夏まつり花火大会	
		市民の自主 的な活動の 促進	市民や事業者により市民環境目標への取り組みや河川の清掃活動、草刈作業等に積極的に参加する等の自主的な活動を促していく。	42 河川愛護活動 22(再掲) 清掃活動等（農 用水路） 43 清掃活動等、農地・水・ 環境向上対策 44 河川美化団体の助成 45 伊賀川一斉清掃 46 菅生川草刈一斉清掃	【愛知県】 8 (再掲) 清掃・除草（報 奨制度） 14 農地・水・環境保全向上 対策（地域での取り組み支 援）
		情報の共有 化	市民間あるいは行政と市民間 でお互いの情報を共有できる よう、市民が利用しやすい形で 有効な情報が手元に届くよう に、積極的な情報の発信と伝 達手段を工夫していきます。		【国】 3 (再掲) 河川等公共用水 域水質監視
		新たな観光 資源の創造	市民が水環境に親しみ、関心 を高めてもらえるように、ま た、市外の多くの人々にも岡 崎の特色ある水環境を知って もらうために、水に関わる新 しい観光資源の創造に努めて いく。	47 舟遊び（乙川観光船事 業）	
	環境学習 等の促進	環境学習の 促進	市民へ生活と水環境との結び つきや、水環境に関連する知 識を提供するとともに、市民 が自分たちの手で水環境に触 れ、水環境の大切さを体験し て理解できるように環境学習 を促進していく。	48 自然環境啓発イベント （おと川リバーヘッド大作 戦） 49 水道週間	
		小中学校で の水環境改 善への取り 組み	全ての小中学校で水質や生 物、生態系の保全に取り組む ようにする。	50 環境教育の支援	【国】 2 (再掲) 水生生物調査
	上下流域間交流の促進		上流側の住民と下流側の住 民、あるいは隣同士の川の流 域の住民の間で交流を深め、 お互いに協力し合うため、既 存の「水とみどりの森の駅整 備事業」の推進や流域ツアー、 林業や農業の体験ツアー等 によって、岡崎市内での縦断 的、横断的交流を促進して いく。	51 水とみどりの森の駅事業	
	財源の確保の検討		水環境を保全・創造するため に、財源が不足する場合には 市民や事業者からの寄付金や 募金等を充実するなど、財源 の確保について検討する。		

第12章. 水環境創造プランにおける重点施策

水環境創造プランの計画目標を達成するため、第2編の「岡崎市の水環境の現状」（p.53 参照）より「重点的に対策実施が必要な8つの視点」を設定し、更なる推進を図る既存施策の抽出と新規施策の立案を行い、水環境創造プランにおける重点施策として位置づけました。

重点施策の視点① 水源涵養機能の向上

森林の持つ公益的機能のひとつである水源涵養機能を十分発揮できる森林の形成を目指すとともに、林業後継者の育成を図り、効率的な森林整備の推進体制を構築する。また、これにより雨水の河川流出を抑制し、河川氾濫の低減を図る。

重点施策の視点② ため池の活用

浚渫時に「ため池まつり」を行い、外来種の駆除や水に親しむ機会をつくり、ため池を複合的に活用する。

重点施策の視点③ 市民・ボランティアとの連携強化

河川やため池などの水環境に対してアダプトプログラムを導入する。また、ボランティアの人材リストを作成するなど、各種活動の情報を発信する。

重点施策の視点④ 親水性の向上

水辺環境の整備、水辺マップの作成、すばらしい水辺の保存などにより、親水性の向上を図る。

重点施策の視点⑤ 生物にやさしい川づくり

外来種の駆除、在来種の保護、魚道の整備、多自然川づくりの推進など生態系に配慮した川づくりを行う。

重点施策の視点⑥ 乙川のホタルライン化

現在生息しているホタルを保護すると同時に、ホタルの生息域拡大を図る。

重点施策の視点⑦ 農地の有効利用

農地が持つ貯水機能、保水機能を活かすため、遊休農地、耕作放棄地の防止を行い、農用地の適正管理に努める。また、多様な生態系を守り、育むため環境保全型農業の推進を行う。

重点施策の視点⑧ 雨水の貯留浸透・再利用

大規模開発、公共施設等への雨水浸透の義務付けや雨水の再利用、中水利用の促進を図るとともに、降雨による内水氾濫の防止を図る。

図 12-1 水環境創造プランの基本方針と重点施策の視点の関係

基本方針1 「雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う」

基本方針1を達成するために、以下に示す9の具体的な施策を重点的に実施していきます。

施策1-1 低コスト木材生産システムの確立							
重点施策の視点		水源涵養機能の向上					
概要		林業経営下における森林整備の遅れは、近年の木材市場価格低迷で伐倒搬出コストを相殺できず、林業家に負担を強いられていることに起因している。このため、伐倒搬出にかかるコストを下げる、いわゆる、低コスト木材生産システムを確立し、林業家（森林所有者）の意欲的な森林整備を促す。 低コスト木材生産システムとは、集団施業（森林施業団地化促進事業）、高密度簡易作業路、3種類の高性能林業機械のセット化をいいます。 - 森林施業団地化促進事業 - 一括的に作業ができるよう、団地共同施業計画を樹立する。 - 作業路整備(高密度簡易作業路) - 施業団地化の図られたエリアに、決め細やかな簡易作業路を積極的に整備する。 - 高性能林業機械の整備 - スイングヤーダー・プロセッサ・フォワーダ					
							
目的・効果		林業家の意欲的な森林整備を促し、補助制度の薄い用材林の間伐が促進され、水源涵養機能を満たす整備林を増やす。					
目標年次		長期（24年以内）					
行動主体		岡崎市 林務対策室					
		国		愛知県	○	市民	○ 企業
関連計画		岡崎市森林整備計画					

施策 1-2 水源林の間伐対策事業

重点施策の視点	水源涵養機能の向上							
概要	間伐対策事業を始め、国、県及び矢作川水源基金等の特定財源に加え市費の充当を持っても森林所有者への負担は拭えず、森林整備への意欲を減退させている。21 年度から予定される県の森林環境税による森林整備との整合性を図りながら、市費による施策の充実を図っていく。							
目的・効果	森林整備に無関心の森林所有者に強く理解を求められる。							
目標年次	長期（24 年以内）							
行動主体	岡崎市	林務対策室						
	国		愛知県	○	市民	○	企業	○

施策 1-3 林業後継者育成事業

重点施策の視点	水源涵養機能の向上							
概 要	・ 国の制度を活用し、プロ・セミプロとして間伐作業ができる山林労働後継者を育成していく。 ・ ボランティア活動から作業班員への転換 ・ 就労条件の改善							
目的・効果	山林労働者及び林業後継者の育成が期待される。							
目 標 年 次	長期（24 年以内）							
行 動 主 体	岡崎市 林務対策室							
	国		愛知県	○	市民		企業	
関 連 計 画	緑の雇用担い手事業							

施策 1-4 森林情報管理事業

重点施策の視点	水源涵養機能の向上							
概 要	森林整備が進まない原因のひとつである、境界の確定を行う。 GPS を活用し、市独自の GIS システムを確立させ、森林情報管理を行えるようにする。							
目的・効果	システムを整備することにより、境界の明確化と一括管理受託により適正な森林整備を推進することができる。							
目 標 年 次	長期（24 年以内）							
行 動 主 体	岡崎市	林務対策室						
	国		愛知県		市民		企業	

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

施策 1-5 水源林の公的管理の検討

重点施策の視点	水源涵養機能の向上					
概要	良質で安定的な水を確保するためには、人工林を適切に管理し水源涵養機能を維持していく必要があるが、民間所有の人工林では人材やコストの問題から適切な管理が難しい状況にある。そこで森林の現状を把握したうえで、水源涵養機能を維持していくための計画作りを進め、森林所有者との協力により公的管理による方策を検討する。					
目的・効果	水源涵養					
目標年次	中期（6年以内）					
行動主体	岡崎市	環境保全課、林務対策室、水道局工務課				
	国		愛知県		市民	企業

施策 1-6 休耕田や非かんがい期の水田への湛水

重点施策の視点	水源涵養機能の向上、農地の有効活用					
概要	本市の山間部では、高齢化、後継者不足などにより耕作放棄地や遊休農地がある。農地、特に水田は森林と同様に水源として水を貯える能力があることから、耕作放棄地などに水を張り、地下水の涵養などを行う。 なお、水を張ることにより、鳥の餌場となるなど自然環境の創出にもつながる。まずは、モデル地区として行い、近隣の地下水位などを調査しながら、その効果を検証する。					
						
目的・効果	水源涵養、洪水流出抑制、良好な自然環境					
目標年次	中期（6年以内）					
行動主体	岡崎市	環境保全課				
	国		愛知県		市民	○ 企業

施策 1-7 緑化の推進

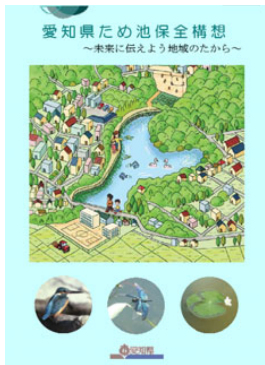
重点施策の視点	水源涵養機能の向上						
概要	地域に最も密着した施設である公園や道路等の公共施設や民有地における緑化を推進することにより、都市地域における緑豊かで良好な生活環境づくりを行い、緑化意識の高揚を図ると共に都市景観の形成、自然環境の保全、都市防災に資する効果等の機能を発揮させる。 						
目的・効果	・ ヒートアイランド緩和 ・ 地下水涵養 ・ 洪水流出抑制 ・ 都市景観の向上						
目標年次	中期（6 年以内）						
行動主体	岡崎市 公園緑地課						
	国		愛知県		市民	○	企業 ○
関連計画	緑の基本計画						

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

施策 1-8 湧水の実態調査

重点施策の視点	水源涵養機能の向上、親水性の向上					
概要	岡崎市内には山間部を中心に湧水が多数存在しているが、これまでに資料としてとりまとめられたことがない。そこで、どこに湧水があり、どれほどの水量があるのか調査を行い、湧水マップを作成し、水源涵養事業の基礎資料や施策のモニタリング評価の補助資料として活用する。 なお、作成したマップはホームページなどで公表し、親水性の高いものは、「水辺ふれあいマップ」にも掲載する。					
						
	＜ 鳥川の名水＞					
目的・効果	水源涵養調査や施策のモニタリング評価として活用すると共に、これを公表することにより森林や水環境に対する意識啓発を行う。					
目標年次	短期（3年以内）					
行動主体	岡崎市	環境保全課				
	国		愛知県		市民	○
					企業	

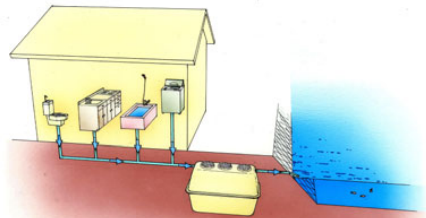
施策 1-9 「ため池保全連絡会議」の設置と「ため池保全計画」の策定

重点施策の視点	ため池の活用					
概要	「愛知県ため池保全構想」に基づき、「ため池保全連絡会議」の設置と「ため池保全計画」を策定する。 【ため池保全連絡会議】ため池管理者、関係部局、地域住民、専門家等と連携した「ため池保全連絡会議」を設置し、「ため池保全計画」を策定する。 【ため池保全計画】ため池の概要、保全の基本的考えや当面の具体的整備計画、ソフト対策等の予定を記載する。					
						
目的・効果	・ため池保全に関する事業の推進 ・ため池の状況把握					
目標年次	短期（3年以内）					
行動主体	岡崎市	農地整備課				
	国		愛知県	○	市民	
					企業	
関連計画	愛知県ため池保全構想					

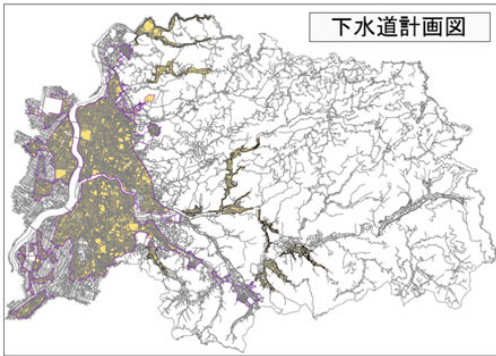
基本方針 2 「汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ」

基本方針 2 を達成するために、以下に示す 5 つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

施策 2-1 合併処理浄化槽の普及

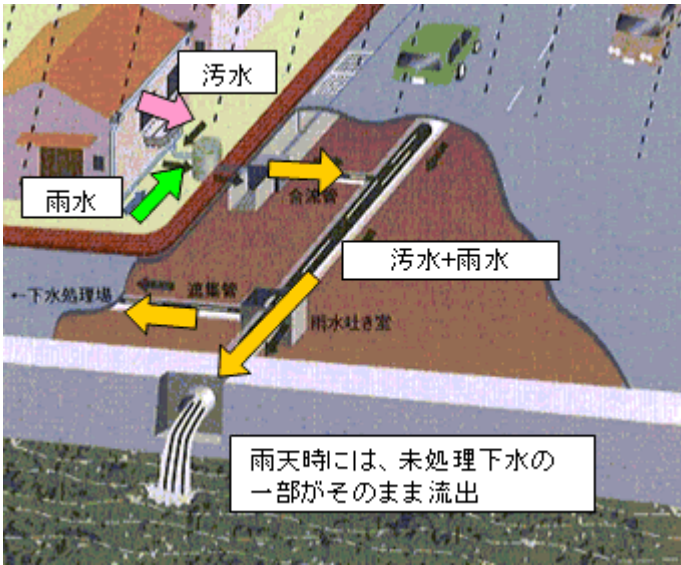
重点施策の視点	生物にやさしい川づくり、乙川のホタルライン化、親水性の向上						
概要	要	岡崎市では川の水の汚れの原因として、単独処理浄化槽(し尿だけを処理する浄化槽)設置家庭や汲取り処理家庭からの生活雑排水による負荷が大きな割合を占めている。そこで、単独処理浄化槽や汲取り処理から合併処理浄化槽への転換を促進していく。					
目的・効果	公共用水域の水質保全						
目標年次	長期(24年以内)						
行動主体	岡崎市	廃棄物対策課					
	国		愛知県		市民	○	企業
関連計画	公共下水道等の整備計画						

施策 2-2 下水道の整備(污水)

重点施策の視点		乙川のホタルライン化						
概	要	公共下水道及び農業集落排水施設の効率的な污水施設等の整備を進め、衛生的で快適な生活環境を実現する。			 下水道計画図 下水道の整備状況			
目的・効果		公共用水域の水質保全						
目標年次		長期（24 年以内）						
行動主体		岡崎市		下水工事課				
		国		愛知県		市民	○	企業
関連計画		全県域污水適正処理構想						

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

施策2-3 合流式下水道改善事業

重点施策の視点	乙川のホタルライン化、親水性の向上						
概要	古くから下水道を整備した市街地（950ha）では、汚水と雨水を同じ管路で排除する合流式下水道を採用しているため、一定以上の大雨になると未処理下水が雨水と一緒に河川に放流される機能的な弱点がある。そのため、処理機能を強化し、排出する汚濁負荷量等を分流式下水道並みに削減することにより、良好な水環境を実現する。 						
目的・効果	水質の改善						
目標年次	長期（24年以内）						
行動主体	岡崎市	下水工事課					
	国		愛知県		市民	○	企業

施策 2-4 アダプトプログラムによる清掃や水質浄化活動

重点施策の視点	市民・ボランティアとの連携強化、生物にやさしい川づくり、乙川のホタルライン化、親水性の向上					
概要	市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで河川美化活動を行う。 取組としては、河川の一定区間ごと、ため池ごとにボランティアを募り、各区域と参加者（ボランティア団体等）が縁組（Adopt）し環境美化活動を委託する。委託に当たっては、管理協定を策定し行政の役割・市民の役割を明記する。 また、河川愛護団体への報償金制度についても継続し、選択できるようにする。なお、モデル地区で実施し、その事業評価を行った後、他地区への展開を検討する。					
						
目的・効果	河川が地域住民の共有財産であるという認識の基に、市民と行政との協働による美化活動を通じて、河川愛護意識の高揚と良好な河川環境を創出する。					
目標年次	中期（6年以内）					
行動主体	岡崎市	河川課、環境保全課				
	国		愛知県		市民	○
					企業	
関連計画	岡崎市公共工事ベストバリュープラン					

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

施策2-5 市民による水質一斉調査と「あいちの水循環再生指標」による評価

重点施策の視点	市民・ボランティアとの連携強化、生物にやさしい川づくり、乙川のホタルライン化、親水性の向上				
概要	要	市民の方に水辺に関心を持ってもらうため、また、河川の状況について、BODの水質項目だけでなく、ごみの様子、魚の有無など水量、水質、生態系、水辺について調査を行う。調査は、毎年夏季に実施し、あいち水循環再生指標を用いて行ない、市内全体の水環境健全度について評価を行なう。 <フェイスチャートの例> 5 4 3 2 1 <レーダーチャートの例> 水質 水量 水辺 生態系 選択項目 (例 COD) 凡例 ■ 5ランク ■ 4ランク ■ 3ランク ■ 2ランク ■ 1ランク			
目的・効果	- 市民との連携強化 - ボランティア活動の活発化 - 環境意識の向上 - 親水性の向上				
目標年次	短期（3年以内）				
行動主体	岡崎市	環境保全課			
	国	愛知県	市民	○	企業

基本方針 3 「雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える」

基本方針 3 を達成するために、以下に示す 4 つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

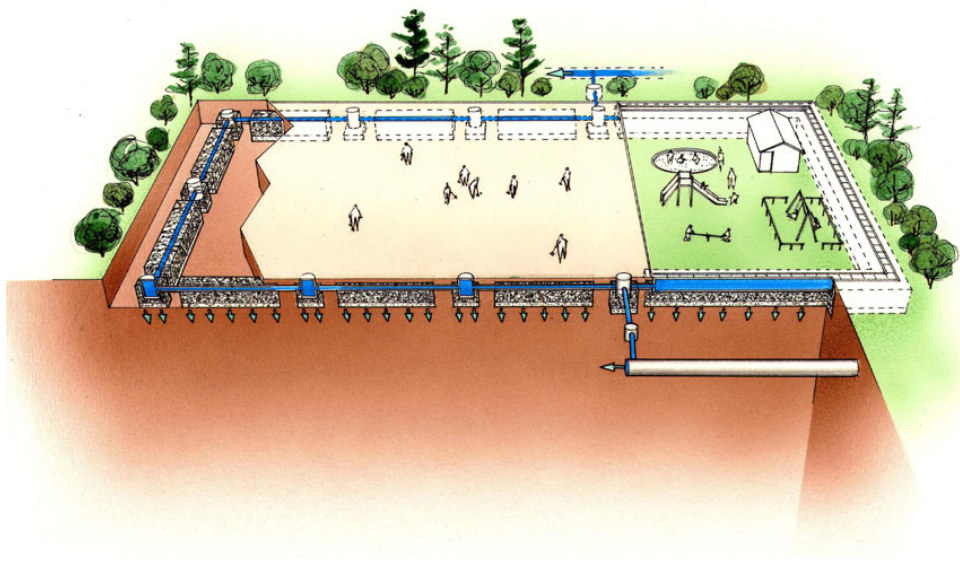
施策 3-1 遊水地の整備

重点施策の視点	雨水の貯留浸透・再利用							
概要	要	乙川流域における治水安全度を向上させるため、山綱川合流点下流の美合地区への遊水地の整備を検討していく。						
目的・効果	治水対策							
目標年次	長期（24 年以内）							
行動主体	岡崎市	河川課						
	国		愛知県	○	市民		企業	
関連計画	乙川圏域河川整備計画、岡崎せせらぎ回廊構想							

施策 3-2 下水道の整備(雨水)

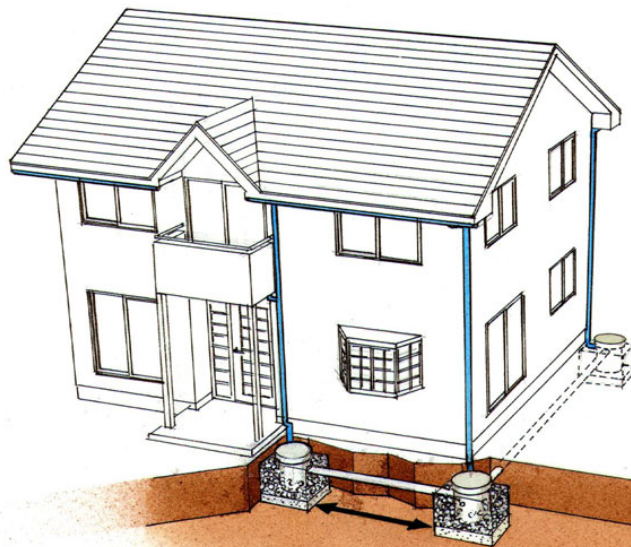
重点施策の視点	雨水の貯留浸透・再利用						
概要	集中豪雨や都市化の進展に伴う雨水流出量の増加により、市街地の低地部に浸水の危険が高まっていることから、雨水管や雨水ポンプ場などの排水施設を整備し、大雨にも強い安全な都市を実現する。						
目的・効果	浸水の防除						
目標年次	長期（24 年以内）						
行動主体	岡崎市	下水工事課					
	国		愛知県		市民	○	企業 ○
関連計画	全県域污水適正処理構想						

施策3-3 雨水の有効利用に配慮した公共施設の指針づくり

重点施策の視点	雨水の貯留浸透・再利用						
概要	現在、雨水の貯留浸透・再利用機能を持った公共施設は、高年者センター、中央総合公園など数少ない。また、その設置については明確な方針はなく、担当者の雨水貯留浸透施設に対する理解に頼るところが大きい。そこで、市が建設する一定規模以上の公共施設については、雨水貯留浸透・再利用施設の設置を義務付けるなどの雨水の有効利用に配慮した公共施設の設計指針を作成し、これに基づいて今後は公共施設の建設を行なうものとする。指針の策定にあたっては庁内横断的な組織を立ち上げ、意見をまとめるものとする。 						
目的・効果	河川流量の増加、浸水被害の低減						
目標年次	中期（6年以内）						
行動主体	岡崎市	環境保全課					
	国		愛知県		市民		企業

施策 3-4 雨水貯留浸透施設設置補助事業の拡充

重点施策の視点	雨水の貯留浸透・再利用					
概要	市街化の進展に伴う緑地、水面の雨水浸透面積の減少等による雨水流出量の増大や都市型集中豪雨が多発し市街地の浸水被害が多発している。このため、市民と行政が協働して雨水貯留浸透施設の設置をすることにより雨水の流出抑制、地下水の涵養を行い、健全な水循環の育成と併せて資源の有効利用を図る。 補助対象施設：既存浄化槽転用雨水貯留槽、雨水貯留槽、雨水浸透施設（浸透ます、浸透管浸透側溝、透水性舗装） 補助対象区域：市内全域。ただし、既存浄化槽転用雨水貯留槽の場合公共下水道認可区域及び岡崎市農業集落排水事業区域 補助額： 既存浄化槽転用雨水貯留槽 補助率 2／3 上限 10 万円（1 基当たり） 雨水貯留槽 補助率 2／3 上限 10 万円（1 宅地当たり） 雨水浸透施設 補助率 2／3 上限 10 万円（1 宅地当たり）					
目的・効果	雨水の流出抑制、地下水の涵養					
目標年次	長期（24 年以内）					
行動主体	岡崎市 下水施設課					
	国		愛知県		市民	○ 企業



基本方針4 「岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる」

基本方針4を達成するために、以下に示す7つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

施策4-1 水辺の竹害駆除							
重点施策の視点		親水性の向上					
概要		繁殖力の強い竹により川が覆われ水辺が見れない、近づけないなど親水性の低下による水辺環境の悪化が進んでいる。また、生態系の面においても繁殖力の強さから既存の植生を破壊したり、生態系を単純化させるなどの問題が生じている。さらに竹は土壌の保持能力が弱いため、がけ崩れなどを生じやすい。このような竹害から水辺を守るため、地域住民及び関係団体などが協力して竹林の伐採などを行う。					
							
目的・効果		・ 親水性の向上 ・ 生物多様化の向上 ・ 環境意識の向上					
目標年次		中期（6年以内）					
行動主体		岡崎市 自然共生課、環境保全課					
		国		愛知県		市民	○ 企業

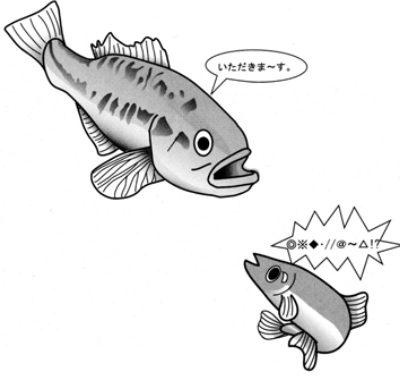
施策 4-2 農業用水路の上部利用

重点施策の視点	親水性の向上、市民・ボランティアとの連携強化																			
概要	国営新矢作川用水農業水利事業により用水施設がパイプライン化されるため、水路上部を管理道、遊歩道、せせらぎ水路、休憩施設等により、農業用水利施設を活用した親水空間、憩いの場として整備するとともに地域用水の育成管理を行う組織を形成する。 農業用水の上部利用のイメージ（上；北野幹線、下；六ツ美幹線）																			
目的・効果	・ 親水性の向上 ・ 農業用水利施設への関心度の向上 ・ 市民との連携強化																			
目標年次	中期（6年以内）																			
行動主体	<table border="1"> <tr> <td>岡崎市</td><td>農地整備課</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>国</td><td>○</td><td>愛知県</td><td>○</td><td>市民</td><td>○</td><td>企業</td></tr> </table>						岡崎市	農地整備課						国	○	愛知県	○	市民	○	企業
岡崎市	農地整備課																			
国	○	愛知県	○	市民	○	企業														
関連計画	・ 国営新矢作川用水農業水利事業 ・ 県営水環境整備事業																			

施策4-3 遊歩道の整備の検討

重点施策の視点	親水性の向上						
概要	現在、乙川の吹矢橋より下流域においては、河川緑地として位置付けられており、親水性の高い場所となっている。また、竹橋から御用橋までは、今後河川整備計画に基づいて整備が進められる場所である。そこで、その間（吹矢橋から竹橋までの区間）で、遊歩道の整備などがされれば、乙川下流域全体が親水性の高い場所となる。 遊歩道の整備を念頭に、地元、愛知県、岡崎市が協議・話し合い、この区間において親水性の高い場所となるよう検討を行う 連携イメージ図 乙川（竹橋付近）						
目的・効果	親水性の向上						
目標年次	短期（3年以内）						
行動主体	岡崎市	環境保全課					
	国		愛知県	○	市民	○	企業

施策 4-4 外来種駆除のためのイベント、池干し時の魚つかみどり大会の実施

重点施策の視点	生物にやさしい川づくり、親水性の向上、市民・ボランティアとの連携強化					
概要	ため池は農業の用水確保の目的以外にも、自然環境の保全、洪水の調整、憩いの場など多面的な機能を持っている。そこで、ため池の池干し時に、子どもを中心とした近隣の住民が集まり、ブラックバスなどの外来種を駆除し、本来の生態系に戻すためのイベントを開催する。（概ね 1 年 1 箇所程度の実施） 					
目的・効果	自然環境の保全					
目標年次	中期（6 年以内）					
行動主体	岡崎市	自然共生課、農地整備課、河川課、公園緑地課				
	国		愛知県		市民	○ 企業
関連計画	ため池保全構想					

施策 4-5 魚の遡上を阻害する構造物の改修

重点施策の視点	生物にやさしい川づくり、親水性の向上						
概要	要	魚の遡上を阻害する堰堤については、河川の改修時などに魚道を整備しているが、今後、農業用堰堤についても改修を行うときに、魚道の設置を進めていく。					
目的・効果	親水性の向上						
目標年次	長期（24年以内）						
行動主体	岡崎市	河川課、農務課、農地整備課					
	国	○	愛知県	○	市民		企業

施策 4-6 多自然川づくりの推進

重点施策の視点	親水性の向上、生物にやさしい川づくり						
概要	「多自然川づくり基本指針」を基に可能な範囲で川づくりを進めていく。 推進するにあたり、河川管理の各段階における技術の向上や手法の確立等が必要となることから、担当者が多自然川づくりのポイントや留意点などをよく理解し、取組を通じて調査研究に努める必要がある。 ・研修会への参加や内部講習会の実施 ・これから改修する河川については、計画・設計段階においての取り組みを強化していく。 特に、これから河川改修を実施していく占部川、岩田川等で取組を予定している。 施工前  (イメージ) ➡ 施工後  (イメージ)						
目的・効果	河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出する。						
目標年次	長期（24年以内）						
行動主体	岡崎市 河川課						
	国	○	愛知県	○	市民		企業

施策 4-7 ホタルの保護活動・飼育活動の実施

重点施策の視点	乙川のホタルライン化、親水性の向上、市民・ボランティアとの連携強化						
概要	ゲンジボタル発祥地として天然記念物に指定されているホタルを絶やさないように、ホタルの発生している地域や発生可能な地域の小中学校に保護・飼育活動を呼びかけ保護活動を行う。 また、ホタル観賞会などをおこない環境意識の向上を図る。						
目的・効果	・ ホタルの保護 ・ ホタルの生息域、生息数の拡大 ・ 環境意識の向上						
目標年次	長期（24 年以内）						
行動主体	岡崎市	自然共生課、生涯学習課					
	国		愛知県		市民	○	企業

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

基本方針5 「水との関わりを深め、水を通してつながりあう」

基本方針5を達成するために、以下に示す8つの具体的な施策を重点的に実施していきます。

施策5-1 ボランティア講師による環境学習の推進							
重点施策の視点	市民・ボランティアとの連携強化						
概要	今後、本市の環境を良くするには、将来を担う子供たちに対する環境教育が重要であり、そのために保育園、小中学校や地域の環境学習をさらに発展、拡大する必要がある。そこで、従来、主に市職員が行ってきたが、これからは、森林、水環境に対して専門的、先進的な知識や技術を持つ方を「ボランティアリーダー」として登録し、小中学校における総合学習や地域における学習会等に派遣し、環境学習の充実を図るものとする なお、ボランティアリーダーとして登録するには、市が実施するボランティアリーダー養成講座を受講するなど、一定の知識や実務経験を有することを条件とする。						
目的・効果	環境学習の充実						
目標年次	中期（6年以内）						
行動主体	岡崎市	自然共生課、環境保全課					
	国		愛知県		市民	○	企業 ○
関連計画	環境基本計画						

施策5-2 水環境に関する情報の発信							
重点施策の視点	市民・ボランティアとの連携強化						
概要	市のホームページに、水質、水量、災害、自然に関する情報、水環境に関する各種団体のイベント、保全活動の情報などを総合的に掲載したサイトを開設し、広く市民の方に水環境について理解を深めてもらう。 また、水環境に関するボランティアリストを作成し、イベントや事業を行う際に電子メールなどにより情報提供を行い、環境活動の活性化を図る。						
目的・効果	情報の提供						
目標年次	短期（3年以内）						
行動主体	岡崎市	環境保全課					
	国		愛知県		市民	○	企業

施策 5-3 「水辺ふれあいマップ」の作成

重点施策の視点	親水性の向上						
概要	自然環境は、楽しく、潤いあるひとときを過ごすことのできるかけがえのない存在である。河川と市民とのふれあいの場や身近な環境教育の場としてより安全に河川環境に親しむことのできるよう、水辺にふれあうことのできる箇所をとりまとめ「水辺ふれあいマップ」を作成する。						
目的・効果	・ 親水性の向上 ・ 水への関心度向上 ・ 環境意識の向上						
目標年次	中期（6年以内）						
行動主体	岡崎市	自然共生課、環境保全課					
	国		愛知県		市民	○	企業

施策 5-4 乙川サミットの開催

重点施策の視点	市民・ボランティアとの連携強化	
概要	要	水環境プランでの水環境目標の達成に向けて『乙川サミット(仮称)』を設立・開催し、参加団体の活動の紹介や意見交換を毎年行っていく。
 写真 12-1 乙川サミットのイメージ 「乙川サミット」の概要と目的 乙川に関係する団体（学校、漁協、美しくする会、岡崎市、愛知県、国など）が一堂に会して、各団体の活動や事業を紹介し、お互いの活動に対して理解を深めることを目的とする。また、定期的に乙川サミットを開催することにより、相互の連携を深めるための一助となり、乙川流域全体としての活動活性化を目指す。 「乙川サミット」の参加団体(案) ・ 小学校（美合小学校、生平小学校、鳥川小学校など） ・ 中学校（河合中学校など）、高校、大学（人間環境大学など） ・ 漁協（岡崎市漁協、男川漁協など）、 ・ 森林組合、土地改良区などの農業者団体		

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

	・ 市民団体（菅生川を美しくする会、乙川を美しくする会など） ・ (財)矢作川水源基金 ・ 矢作川沿岸水質保全対策協議会 ・ 国（豊橋河川事務所） ・ 愛知県（西三河建設事務所、西三河農林水産事務所） ・ 岡崎市（河川課、自然共生課、水道局、環境保全課など） 「乙川サミット」の内容(案) ・ 参加団体の活動紹介 ・ 意見交換会(各団体の課題・問題点の洗い出し、乙川の将来についての意見など) 「乙川サミット」の将来展望 ・ 共同事業の実施 ・ 新たな組織の立ち上げ など 「乙川サミット」の実施時期 毎年 8 月ごろに実施する。 「乙川サミット」の事務局 岡崎市環境保全課										
目的・効果	連携意識の醸成、参加団体間の情報共有										
目 標 年 次	中期（6 年以内）										
行 動 主 体	<table><tr><td>岡崎市</td><td>環境保全課</td></tr><tr><td>国</td><td>○</td><td>愛知県</td><td>○</td><td>市民</td><td>○</td><td>企業</td><td>○</td></tr></table>	岡崎市	環境保全課	国	○	愛知県	○	市民	○	企業	○
岡崎市	環境保全課										
国	○	愛知県	○	市民	○	企業	○				

施策5-5 岡崎水辺百選の実施

重点施策の視点	親水性の向上、市民・ボランティアとの連携強化							
概要	【STEP1】フォトコンテストの開催 「水」をキーワードに将来に残したい場所の写真を募集し、市民の水環境へ対する関心を高める。また、募集の際は、良いところだけでなく、悪い場所、嫌いな場所についても募集し、悪い場所については、関係者と協議しながら、今後改善を行っていく。 【STEP2】水辺百選の選出と保全 フォトコンテストを数年行い、データを蓄積した後、あらためて水辺百選として選出し、将来に残したいすばらしい水環境を保全していく。							
目的・効果	親水性の向上							
目標年次	中期（6年以内）							
行動主体	岡崎市	環境保全課						
	国		愛知県		市民	○	企業	○

施策 5-6 「森の駅」事業の拡充

重点施策の視点	水源涵養機能の向上						
概要	守り育てるべき「自然環境」と守り育てるための「地域活動」があり、市民が自然を学び、体験できる機会が提供され、交流が生まれる所を「森の駅」と位置づける。森の総合駅及び森の駅（４箇所）、森の駅育成地区（５箇所）を指定し、各駅で環境保全活動、自然観察会等を開催する。  						
目的・効果	旧額田町との合併により水道水源の 50 分の 1 を占める乙川の水源と豊かな自然を有することになった。「水資源」と「豊かな自然環境」を将来に継承するため、保全・育成し活用することを目的とし、地域資源を活用した市民活動団体の支援や、市民交流を促進し、環境保全に対する市民意識の高揚を図る。						
目標年次	長期（24 年以内）						
行動主体	岡崎市 自然共生課						
	国		愛知県		市民	○	企業

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

施策5-7 矢作川流域における関係団体との連携

重点施策の視点	親水性の向上、市民・ボランティアとの連携強化							
概 要	矢作川は本市の西部を流れる主要な河川であり、本市は全て矢作川流域に含まれる。よって本プランの事業を推進すれば、矢作川の水環境の改善が推測されるが、矢作川は本市だけでなく、他自治体にもまたがるため、他自治体での施策も重要である。したがって、本プランの理念、施策などを矢作川流域の他の自治体、関連団体にも働きかけ、提唱していく。具体的には、矢作川沿岸水質保全対策協議会、(財)矢作川水源基金の活動を通して、水質、水量などの確保を図るとともに、愛知県が策定している「あいち水循環再生基本構想」との連携を図るものとする。							
目的・効果	水量、水質の改善、市民との連携強化							
目 標 年 次	長期（24 年以内）							
行 動 主 体	岡崎市	企画課、環境保全課						
	国	○	愛知県	○	市民	○	企業	○

施策5-8 森林環境税の導入

重点施策の視点	水源涵養機能の向上							
概 要	森と緑づくりのための税を愛知県が導入予定。 【導入時期(予定)】2009年4月 【税の使用目的】「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで、緑豊かな愛知」の実現を目指す。 【主な施策案】 ・ 放置された森林の再生（手入れ不足の森林を公益的機能の発揮を重視した森林として再生） ・ 里山林の保全・活用（地域の新しいニーズを活かして里山林を整備・保全 ・ 都市の緑の充実（民有地の緑を積極的に保全・創出）							
目的・効果	森林保全							
目 標 年 次	長期（24年以内）							
行 動 主 体	岡崎市	—						
	国		愛知県	○	市民	○	企業	○

第12章 水環境創造プランにおける重点施策

表 12-1 基本方針と重点施策のまとめ

基本方針	No.	重点施策	行動主体				実施時期							
			岡崎市	国	愛知県	市民	企業	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26 ～ H43
【水量】 雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う	1-1	低コスト木材生産システムの確立	林務対策室		●	●								
	1-2	水源林の間伐対策事業	林務対策室		●	●	●							
	1-3	林業後継者育成事業	林務対策室		●									
	1-4	森林情報管理事業	林務対策室											
	1-5	水源林の公的管理の検討	環境保全課 林務対策室 水道局工事課											
	1-6	休耕田や非かんがい期の水田への湛水	環境保全課			●								
	1-7	緑化の推進	公園緑地課			●	●							
	1-8	湧水の実態調査	環境保全課			●								
	1-9	「ため池保全連絡会議」の設置と「ため池保全計画」の策定	農地整備課		●	●								
【水質】 汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ	2-1	合併処理浄化槽の普及	廃棄物対策課			●								
	2-2	下水道の整備（污水）	下水工事課			●	●							
	2-3	合流式下水道改善事業	下水工事課			●								
	2-4	アダプトプログラムによる清掃や水質浄化活動	河川課 環境保全課			●								
	2-5	市民による水質一斉調査と「あいちの水循環再生指標」による評価	環境保全課			●								
【災害】 水を流域にとどめて水害を減らし、渇水や災害に備える	3-1	遊水地の整備	河川課		●									
	3-2	下水道の整備（雨水）	下水工事課			●	●							
	3-3	雨水の有効利用に配慮した公共施設の指針づくり	環境保全課											
	3-4	雨水貯留浸透施設設置補助事業の拡充	下水施設課			●								
【水辺環境】 岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる	4-1	水辺の竹害駆除	自然共生課 環境保全課			●								
	4-2	農業用水路の上部利用	農地整備課	●	●	●								
	4-3	遊歩道の整備の検討	環境保全課		●	●								
	4-4	外来種駆除のためのイベント、池干し時の魚つかみ取り大会の実施	自然共生課 農地整備課 河川課 公園緑地課			●								
	4-5	魚の遡上を阻害する構造物の改修	河川課 農務課 農地整備課	●	●									
	4-6	多自然川づくりの推進	河川課	●	●									
	4-7	ホタルの保護活動・飼育活動の実施	自然共生課 生涯学習課			●								
【水との関わり】 水との関わりを深め、水を通してつながりあう	5-1	ボランティア講師による環境学習の推進	自然共生課 環境保全課			●	●							
	5-2	水環境に関する情報の発信	環境保全課			●								
	5-3	「水辺ふれあいマップ」の作成	自然共生課 環境保全課			●								
	5-4	乙川サミットの開催	環境保全課	●	●	●	●							
	5-5	岡崎水辺百選の実施	環境保全課			●	●							
	5-6	「森の駅」事業の拡充	自然共生課			●								
	5-7	矢作川流域における関係団体との連携	企画課 環境保全課	●	●	●	●							
	5-8	森林環境税の導入	—		●	●	●							

第13章. 水環境創造プランにおけるブロック毎の重点施策

水環境創造プランにおける5つのブロック毎に、それぞれの流域の特徴を踏まえて、重点施策を以下のとおりとします。



図 13-1 水環境創造プランにおけるブロック分け

乙川上流ブロック

<乙川上流ブロックの特徴>

乙川上流ブロックは、岡崎市の水道水の約 50%を占める水道水源となっています。しかし、現状では山林の荒廃や減少が進んでおり、水源を涵養するための森林保全をすることが必要です。また、ほとんどが自然系の流量となっており、何も対策をしなかった場合の将来(単純将来)における流量の減少や水質の悪化は僅かですが、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽で処理されている生活排水は 3%程度で、水環境への配慮が行き届いていないという側面も持っています。第二東名のインターチェンジの建設が予定されており、計画的な開発がされなければ水源地域での水量低下や水質悪化につながることも懸念されます。さらに、乙川上流ブロックには、もっと魅力的で豊かな自然とふれあえる地域になることも望まれています。



したがって、乙川上流ブロックでは、「水量の確保」、「水質の改善」及び「水辺環境（水辺の自然）の保全」を優先的に取り組む必要があると考えられます。

<乙川上流ブロックの重点施策>

乙川上流ブロックで重点的に実施していく施策
基本方針 1 (水量の確保) に対する施策 ・ 水源涵養機能の向上（森林の整備など） ・ 湧水の保全（湧水マップの作成など） 基本方針 2 (水質の改善) に対する施策 ・ 汚濁負荷量の削減（合併処理浄化槽の普及、家庭からの排水をきれいにする、事業所からの排水をきれいにする、下水道整備の推進など） 基本方針 4 (水辺環境の保全) に対する施策 ・ 水辺環境の保全と創出（自然環境の保全・復元、子供の水辺活動支援など） ・ 在来種の保護（小中学校におけるホタルの保護活動・飼育活動の実施、ホタル鑑賞会の実施など） 基本方針 5 (水との関わり) に対する施策 ・ 情報の共有化（乙川サミットなど）

乙川下流ブロック

<乙川下流ブロックの特徴>

乙川下流ブロックでは、水道用水などとして河川の水を大量に取水しているため、乙川上流ブロックも含めた水量の確保が必要となります。また、何も対策を実施しない場合（単純将来）において、乙川上流から流れてくる水のために流量の減少は少ないですが、市街化の影響などで水質は環境基準を達成できなくなると予測されます。さらに、乙川下流ブロックに含まれる中心市街地は矢作川・乙川による浸水の可能性があるために、災害への取り組みも重要です。



したがって、乙川下流ブロックでは、「水量の確保」、「水質の改善」及び「災害（洪水・渇水）への対応」に優先的に取り組む必要があると考えられます。

<乙川下流ブロックの重点施策>

乙川下流ブロックで重点的に実施していく施策

基本方針1(水量の確保)に対する施策

- ・身近な緑を育てる（公共施設や民間施設への緑化推進など）
- ・ため池の保全（ため池保全計画の策定など）
- ・雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進（各種事業の推進、浸透施設設置補助の充実など）

基本方針2(水質の改善)に対する施策

- ・下水道整備の推進
- ・河川清掃の実施（清掃、除草など）
- ・水質保全活動の実施（アダプトプログラムの実施など）
- ・河川やため池の水質監視

基本方針3(災害への対応)に対する施策

- ・治水対策の推進（河道改修、調整池の整備、ため池の活用、(雨水)下水道整備の推進、減災への取り組みなど）

基本方針5(水との関わり)に対する施策

- ・情報の共有化（乙川サミットなど）

青木川・郡界川ブロック

<青木川・郡界川ブロックの特徴>

青木川・郡界川ブロックでは、市街地の支川において水質が悪くなっています。青木川では、自然系の流量が多いために、汚れた水が薄められてきれいになっていますが、何も対策を実施しない将来（単純将来）では、増加する人工系からの汚れた水を薄める水が十分でないことから水質が悪化すると予測されます。

また、青木川・郡界川ブロックには、もっと水辺の自然を保全することが望まれています。

したがって、青木川・郡界川ブロックでは、「水質の改善」及び「水辺環境（水辺の自然）の保全」に優先的に取り組む必要があると考えられます。



青木川(矢作川合流付近)



郡界川(川内町付近)

<青木川・郡界川ブロックの重点施策>

青木川・郡界川ブロックで重点的に実施していく施策

基本方針 2 (水質の改善) に対する施策

- ・ 汚濁負荷量の削減（合併処理浄化槽の普及、家庭からの排水をきれいにする、事業所からの排水をきれいにする、下水道整備の推進など）
- ・ 河川清掃の実施（清掃、除草など）
- ・ 河川やため池の水質監視

基本方針 4 (水辺環境の保全) に対する施策

- ・ 水辺環境の保全と創出（自然環境の保全・復元、子供の水辺活動支援など）
- ・ 在来種の保護（外来種駆除のためのイベントなど）

広田川・安藤川ブロック

<広田川・安藤川ブロックの特徴>

広田川・安藤川ブロックでは、市街地の割合が高く、頻発する浸水被害の解消が大きな課題となります。

また、公共下水道が未整備の区域や、水質がよい河川もあります。何も対策を実施しない将来（単純将来）においては、人口が増えるために河川の流量は増加しますが、同時に水質も悪化すると予測されることから、水質改善のための取り組みが重要です。

したがって、広田川・安藤川ブロックでは、「災害（洪水）への対応」と「水質の改善」に優先的に取り組む必要があると考えられます。



<広田川・安藤川ブロックの重点施策>

広田川・安藤川ブロックで重点的に実施していく施策

基本方針2(水質の改善)に対する施策

- ・ 下水道整備の推進
- ・ 汚濁負荷量の削減（合併処理浄化槽の普及、家庭からの排水をきれいにする、事業所からの排水をきれいにするなど）
- ・ 河川等の水質監視

基本方針3(災害への対応)に対する施策

- ・ 治水対策の推進（河道改修、調整池の整備、(雨水)下水道整備の推進、減災への取り組みなど）
- ・ 雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進（各種事業の推進、浸透施設設置補助の充実など）

鹿乗川ブロック

<鹿乗川ブロックの特徴>

鹿乗川ブロックでは、広田川・安藤川ブロックと同様に市街地の割合が高く、頻発する浸水被害の解消が大きな課題となります。

また、公共下水道が未整備の区域があり、河川の水質では環境基準が達成できていません。さらに何も対策を実施しない将来（単純将来）においては、人口が増えるために河川の流量は増加しますが、同時に水質も悪化すると予測されることから、水質改善のための取り組みが重要です。

したがって、鹿乗川ブロックでは、「災害（洪水）への対応」と「水質の改善」に優先的に取り組む必要があると考えられます。



<鹿乗川ブロックの重点施策>

鹿乗川ブロックで重点的に実施していく施策
基本方針2 (水質の改善)に対する施策 ・ 下水道整備の推進 ・ 汚濁負荷量の削減（合併処理浄化槽の普及、家庭からの排水をきれいにする、事業所からの排水をきれいにするなど） ・ 河川等の水質監視 基本方針3 (災害への対応)に対する施策 ・ 治水対策の推進（河道改修、調整池の整備、(雨水)下水道整備の推進、減災への取り組みなど） ・ 雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進（各種事業の推進、浸透施設設置補助の充実など）

第4編 岡崎市水環境創造アクションプラン

以上の各ブロックについて重点的に実施していく施策について以下にまとめます。

	乙川上流	乙川下流	郡青 界木 川川	安広 藤田 川川	鹿 乗 川
基本方針1 雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う 関連施策 水源涵養機能の向上、湧水の保全、ため池の保全など	重点ブロック	重点ブロック			
基本方針2 汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ 関連施策 汚濁負荷量の削減、下水道整備の促進、河川清掃の実施など	重点ブロック	重点ブロック	重点ブロック	重点ブロック	重点ブロック
基本方針3 雨を流域にとどめて水害を減らし、渇水や震災に備える 関連施策 治水対策の推進、雨水の貯留浸透・再利用など		重点ブロック		重点ブロック	重点ブロック
基本方針4 岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる 関連施策 水辺環境の保全と創出、在来種の保護など	重点ブロック		重点ブロック		
基本方針5 水との関わりを深め、水を通してつながりあう 関連施策 情報の共有化など	重点ブロック	重点ブロック			

図 13-2 重点ブロックのまとめ

水環境創造アクションプラン 巻末資料

- ・ 既存施策の内容（詳細版）
- ・ 岡崎市水を守り育む条例（案）

■岡崎市の既存施策

基本方針 1 雨を受け止め、時間をかけて川へ流し、上手に水を使う						
番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他
					⑥関連計画	機関名
1	水源地域の森林整備	矢作川水系における洪水や水不足に対し、行政が行っている諸制度を補完し、充実することを目的に、矢作川上流域の森林保全や洪水調節、水源開発に伴う影響緩和措置を、上下流域が一体となって協力して進めていく。	(財) 矢作川水源基金	・ 水源林対策に対する助成 ・ 水源林地域の一般振興対策に対する助成 ・ 水没関係住民の生活再建対策に対する助成 ・ 水源地域の整備及び振興に対する助成 ・ 水源林の取得事業 ・ 調査研究事業(年数回) ・ 水源地体験事業(年1回) ・ 地域交流事業(年2回)	矢作川水源基金の第6期水源林対策事業基本計画(平成18年度～平成22年度)に基づき、助成事業を実施(県内助成5ヶ年で25,000千円、県外助成5ヶ年で20,000千円)	岡崎市 企画課
2	森林整備・下草刈り	森林の育成及び水源の確保をはかる。	岡崎市水道局、岡崎市管工事業協同組合	雨山ダムの上流山林の下草刈り 毎年7月中旬	岡崎市管工事業協同組合員と協力して草刈りを行っている。	岡崎市 水道局総務課
3	水源かん養林事業	農業用水の安定供給及び水質の保全し農村環境の整備促進を図る。	明治用水土地改良区	明治用水土地改良区が行う水源かん養林事業(羽根・平台造林地)に対し、5ヶ年計画から算出した事業費に対し岡崎市受益分を助成する。		岡崎市 経済振興部農地整備課
4	森林の整備・保全	現代の経済構造下における林業不振から放置山林が増え、公益的機能を発揮できない山林が増えているため、重点的な施策として取り組んでいる。	岡崎市森林組合、額田町森林組合	(H18) ＜矢作川水源基金＞ 人工造林5.1ha、下刈29.96ha、枝払い14.15ha、除伐6.53ha、間伐(4～7齢級) 84.63ha、間伐(8～12齢級) 20.55ha、補助金約1300万円 ＜市域造林＞ 人工造林2.96ha ＜青木川流域＞ 人工造林0.05ha、下刈4.79ha、枝打ち0.00ha、除伐0.00ha、間伐(4～7齢級) 1.29ha、間伐(8～12齢級) 0.00ha	他の啓発活動により、徐々に危機意識が高まっているが、実動体制が整わず苦慮している。	岡崎市 経済振興部農務課
5	農地の保全管理 農地の生産基盤の整備	都市化の進展に伴い、基幹的な農業労働力の減少や高齢化が進んでおり、農業の担い手の育成・確保を図るとともに農業生産性の向上と農業生活環境の整備を図る。 また、施設整備後における施設の維持管理・修繕等を実施している。	土地改良区、岡崎市 愛知県、岡崎市	は場の大区画化、農道の整備、用水路の整備等の推進 は場整備事業の啓発	は場整備事業について農業者、水士里ネットと協同して勉強会を行っている。施設の維持管理者である土地改良区と生産組合と連携して修繕等を実施している。	岡崎市 経済振興部農地整備課
6	農地の保全管理 農地・水・環境保全向上対策	地域ぐるみで農地、農業用の用排水路等の施設管理活動を行い、施設の長寿命化を図る。	活動団体(農業者及び非農業者で構成)	内容：遊休農地発生防止のための保全管理、草刈、泥上げ、農地周辺の清掃 時期：通年 団体数：31団体(50集落)	平成19年度から5年間継続	岡崎市 経済振興部農地整備課

巻末資料１：既存施策の内容（詳細版）

	番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部課室名
基本方針〔水量〕	7	中山間地域等 直接支払事業	中山間地域等における耕作放棄の発生を防止し、国土保全、水源の涵養、景観の形成及び多面的機能確保を図る。	岡崎市、協定に基づく農業者	集落協定による共同での耕作放棄の防止活動、水路・農道等の管理活動などの実施	17年度から21年度 5年間			岡崎市	経済振興部農務課
	8	その他 農業用排水施設の整備	農業用水の水質汚濁、ゴミの投棄や汚濁の滞留による排水機能低下、水路周辺の生活環境の悪化を防止するため、農業用排水施設の整備を図る。	岡崎市	内容：農業用排水路等の新設・改修、底張りコンクリート施工 場所：主に下水道未整備地域内の農業用排水路				岡崎市	経済振興部農地整備課
	9	公共施設等への緑化推進	都市景観の形成、自然環境の保全、都市防災に資する効果等の機能確保するため、地域に最も密着した施設である公園や道路、公共施設等に植栽を行う。	公園緑地課 公共施設関係各課	実施内容：公園、街路、公共施設等への植栽 実施時期：1月～3月 実施場所：公園、街路、公共施設等	毎年、緑化面積を9,000㎡増加する。	公共施設等を管理する担当課へ、植栽後は維持管理を適切に行うよう指導している。	緑の基本計画	岡崎市	土木建設部公園緑地課
	10	民間施設への緑化推進	都市地域における、緑豊かで良好な生活環境づくりを図るため、民間施設の緑化推進を図る。	公園緑地課、個人等	実施内容：生垣の設置、花のまちづくり事業、屋上等の緑化の補助 実施時期：通年 実施場所：市街化区域内の敷地内および建物等	緑化推進のPRを行い、民有地における緑化面積を出来る限り増やす。	所有者に植栽の維持管理を徹底している。	特になし	岡崎市	土木建設部公園緑地課
	11	ため池の保全	愛知県ため池保全構想に基づくため池保全の推進	岡崎市	今後、ため池保全計画を策定予定		県、関係部局、ため池管理者、土地改良区	愛知県ため池保全構想	岡崎市	経済振興部農地整備課
	12	老朽管更新・漏水調査	水道事業を創設して70余年を経過し、管路の老朽化による事故が懸念される。こうした状況を踏まえ、より安全性の高い管路に更新を行い、漏水防止対策を図る。また、計画的に漏水調査を行い、水道水の有効利用を図る。	岡崎市水道局	老朽管更新計画に基づき、平成25年度を最終として毎年度更新工事を施工する。市内全域を概ね4ブロックに分けて、毎年度1ブロック毎に漏水調査業務を行っている。	導水管、送水管、配水本管の老朽管全てを更新する。有効率99%を目指す。	特になし	特になし	岡崎市	水道局工務課

巻末資料1：既存施策の内容（詳細版）

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部課室名
13	生活排水対策 (合併処理浄 化槽整備事 業)	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生に資するため、合併処理浄化槽設置者に補助金を交付し、合併処理浄化槽の普及促進を図る。	岡崎市	市内の下水道等の整備計画区域外において、主に居住の用に供する者に合併処理浄化槽を設置しようとする者（個人に限る。）に対し、設置費用の一部として次に掲げる額の補助を行う。 ・5人槽 332,000円 ・7人槽 414,000円 ・10人槽以上 548,000円 また、自主的にくみ取り便槽、単独処理浄化槽を合併処理浄化槽へ転換しようとする者に対し、撤去費用の上乗せ補助（上限300,000円）を行う。	平成19年度 160基の設置 (うち20基転換設置) 平成20年度 160基の設置 (うち20基転換設置) 平成21年度 160基の設置 (うち20基転換設置)	市の広報誌や各種催事において補助事業のPR活動実施 町内会の会合等に参加し、補助事業のPR実施	地域再生計画(快速で環境にやさしいまちづくり～おかざき都市環境の整備計画)	岡崎市	環境部 環境政策課
14	下水道整備事業	家庭や事業所から発生する汚水処理場での処理することにより、悪臭や蚊・蠅の発生減少など公衆衛生を向上させ、トイレの水洗化など生活環境を改善し、公共用水域の水質の保全を図るものである。また雨水を速やかに処理することで浸水の防除を行うものである。	岡崎市	下水道本管の施設及び取付管、公共棟の設置	目標年次 平成22年（市街化区域） 旧岡崎市の汚水処理人口普及率 概ね88% 旧額田町の汚水処理人口普及率 概ね40%	なし	全県域汚水適正処理構想	岡崎市	下水道部 下水道工事課
15	合流式下水道改善事業	合流式下水道を採用している区域(950ha)では、一定量以上の降雨時に下水の一部が未処理のまま放流されており、水質汚濁及び公衆衛生上の影響が懸念されているため改善事業を行う。	岡崎市下水道部 下水道工事課	合流式下水道を分流式下水道の水質程度にまで改善。 雨水吐きの改良及び遮集管の増強等	なし	なし	なし	岡崎市	下水道部 下水道工事課
16	生活排水対策	主に市民ができる公共用水域への汚濁負荷の軽減	岡崎市環境部 環境保全課	(1)三角コーナー、ストレーナーの設置 環境保全課窓口で1個当たり710円（補助率54%）を補助した600円で販売している。 (2)生活排水対策推進に関する協定 平成18年度実績：市内4町内と締結し、各町内で学習会を実施している。 今後についても下水道の未整備地域の町内と締結予定。	なし	なし	なし	岡崎市	環境部 環境保全課
17	有害物質削減対策	工場等から排出される汚濁負荷を軽減し、公共用水域の水質を改善する。	岡崎市環境部 環境保全課	(1)排水基準が適用される工場等及び公事防止協定締結事業場へ立ち入りし、水質検査を定期的に実施している。 (2)公害防止協定 公害を発生すると思われる工場等に対し、排水基準値より厳しい規制値をもって協定を締結している。	なし	なし	なし	岡崎市	環境部 環境保全課
18	水質事故対策	公共用水域における油事故、魚のへい死などの水質事故は、年間数十件発生している。環境への被害を最小限にするよう、水質事故時の迅速な対応を図る。	岡崎市、河川管理者	・原因調査並びに原因者に対し指導する。 ・豊川・矢作川水系水質汚濁緊急時対策要領等に基づき関係機関に連絡する。 ・河川管理者等がオイルマットの設置などの対策を行なう。	なし	豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会		岡崎市	環境部 環境保全課

基本方針【水質】 汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ

巻末資料1：既存施策の内容（詳細版）

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の進捗、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部署室名
19	環境保全型農業の推進	農業の持つ物質循環機能を活かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくりを通じて化学肥料、農薬の使用などによる環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を目指す。	岡崎市	減化学肥料栽培推進事業 いちごコンテナ出荷導入事業 農業用廃棄物適正処理対策事業 なす環境保全型栽培推進事業	なし	なし		岡崎市	経済振興 部農務課
20	農地・水・環境保全向上対策事業	農地・農業用水等の資源は、高齢化、混住化が進行し、農家だけでは農地や農業用水などを適切に保全管理していくことが難しくなってきた今日、地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた先進的な営農活動を実施する。	西三河農地・水・環境保全地域協議会 28 地区	実施地区において、化学肥料、化学合成農薬を5割以上削減する先進的な営農活動を実施する。 (営農活動部分)	19年度から23年度 5年間 安全で安心な農産物の生産、供給が可能となる。	地域住民などとの清掃、保全活動		岡崎市	経済振興 部農務課
21	管渠・開渠清掃	市民の生活環境や治水安全度の維持のため、排水路に堆積した汚泥等の除去を図る。	岡崎市	排水路に堆積した汚泥の除去	特になし	市内全域の管理が難しいため、町内会や市民からの要望等により実施する場合が多い。		岡崎市	土木建設 部 河川課
22	清掃活動等	農業用の用排水路等の景観生産環境や景観等を良好な状態に保つため、維持管理活動へ支援	土地改良区	内容：草刈・泥上げ等水路の適正な維持管理 時期：通年				岡崎市	経済振興 部農地整備課
23	乙川・男川清掃事業	釣場環境を良好に保つ	岡崎市漁業協同組合、男川漁業協同組合	船舶の解禁前に乙川・男川において2漁協が組合員に呼びかけて実施	特になし			岡崎市	経済振興 部農務課
24	水質等の調査	公共用水域及び地下水の水質汚濁状況の常時監視	岡崎市環境部環境保全課	(1)河川水質調査 市内30河川49地点で定期的な水質調査を実施している。 (2)地下水調査 概況調査10地点、定点調査1地点、ほかに過去に汚染のあった井戸を定期モニタリングしている。	なし。	なし。	愛知県知事の定める公共用水域及び地下水の水質測定計画	岡崎市	環境部環境保全課
25	河川水質ボランティア	「川」へ興味を持ってもらいたい水質汚濁防止の大切さを知ってもらうため、バックキャストの簡易水質検査と匂いなどの感覚による河川の調査を市民が行うもの。	岡崎市	・調査は2、5、8、11月の4回。 ・自宅又は職場の近くの市民が調べてみたい川で実施。 ・CODやアンモニア性窒素のバックテスト調査とゴミの量や水質のにおい、川底の感触を調査。 ・現在、32地点で調査。	なし。	なし。	なし。	岡崎市	総合検査センター

基本方針【水質】 汚れのもとを減らし、清らかな流れを保つ

巻末資料 1：既存施策の内容（詳細版）

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部課室名
26	総合治水対策 の推進	急速な都市化に伴う流出量の増大による浸水被害の軽減を図る。	岡崎市	流出抑制施設の整備；ため池改修、貯留地整備 実施場所：古部川流域、砂川流域	(整備改修済みであり、 すでに河川改修との整合 が図られている)		一般河川砂川改修計画、一般 河川古部川改修計画	岡崎市	土木建設 部 河川 課
27	地下貯留浸透 事業	長期を要する河川改修以外の取組みとして、少しでも早く市内の浸水被害の軽減を図るため、流域内の小・中学校の屋外運動場や公共施設等の敷地内に雨水貯留施設を設置し、流出抑制を図る。	岡崎市	地下貯留浸透施設の設置（貯留量約1000m ³ 規模）；21箇所（予定） 事業期間：平成17年度～29年度（予定）				岡崎市	土木建設 部 河川 課
28	土地区画整理 事業における 調整池の設置 事業	土地区画整理事業の施行に当たり、適正な雨水排水を図るため、洪水を一時調整し、下流河川等の負担を軽減させるため、調整池の設置を推進する。	土地区画整理 組合	助成措置の指定を受けた土地区画整理組合に対し、調整池の設置に要する費用を、予算の範囲内において補助金として交付する。	なし	岡崎市水と緑・歴史と文化の まちづくり条例により、防災 及び防犯上の条件として排水 調整施設の設置を義務づけ、 土地区画整理事業における調 整池設置指導基準との比較に おいて、大きい値の体積を確 保する。	なし	岡崎市	都市整備 部 組合指 導室
29	開発行為許可 申請	開発行為許可に対する技術的基準の指導（例えば、施工時の沈砂池の設置又は擁壁等の設置の義務付け）	岡崎市	許可申請に対する内容の審査及び指導				岡崎市	都市整備 部 建築指 導課

基本方針【災害】

雨水やを流域に備える水害を減らし、

巻末資料 1：既存施策の内容（詳細版）

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部課室名
30	雨水貯留浸透施設設置補助事業	市街化の進展に伴う緑地、水面の雨水浸透面積の減少等による雨水流出量の増大や都市型集中豪雨が多発して市街地の浸水被害が多発している。このため、市民と行政が協働して雨水貯留浸透施設の設置をすることにより雨水の流出抑制、地下水の涵養を行い、健全な水循環の育成と併せて資源の有効利用を図る。	岡崎市	補助対象施設：既存浄化槽転用雨水貯留槽、雨水貯留槽、雨水浸透施設（浸透ます、浸透管浸透槽、透水性舗装） 補助対象区域：市内全域。ただし、既存浄化槽転用雨水貯留槽の場合公共下水道認可区域及び岡崎市農業集落排水事業区域 補助額： 既存浄化槽転用雨水貯留槽 補助率2/3 上限10万円（1基当たり） 雨水貯留槽 補助率2/3 上限10万円（1宅地当たり） 雨水浸透施設 補助率2/3 上限10万円（1宅地当たり）		下水道工事説明会、ホームページ及び市政だより等による周知 排水設備工事店への周知及び協力依頼	なし	岡崎市	下水道部 下水道施設課
31	透水性舗装等の推進	市街地の都市化が進み、雨水不浸透面積が増大したことから、洪水対策と環境への負荷軽減を目的として、歩道等の透水性舗装での整備を推進する。	岡崎市	歩道等整備事業、ままづづくり交付金事業により市街化区域内の幹線市道において実施	今後の整備予定路線…市道伝馬町線 L=500m (H19年度～H22年度)	なし	なし	岡崎市	土木建設部 道路維持課
32	非常時の給水体制	地震災害時緊急対応策マニュアル及び下水道管路事故対策マニュアルに基づき行動する。	岡崎市水道局・応援団体	災害及び事故の規模・状況に応じ、給水に必要な資機材、従事する人員の増強を行いながら活動する。	①の各種マニュアルに基づく。	なし	地震災害時緊急対応策要綱（岡崎市水道事業）	岡崎市	水道局工務課
33	雨水貯留浸透施設整備事業	消防水利の確保及び訓練用として、消火栓は地震が発生した場合断水により使用ができなくなることから、雨水有効活用という環境への負荷軽減を目的として、各署所や新たに建設する署所へ雨水貯留施設の整備を推進する。	岡崎市消防本部	現在、西消防署、東消防署、本宿出張所に雨水貯留施設が整備されており、平成21年4月開所予定の額田地区救急出張所にも建設予定	現在整備されていない各署所にも、構造上可能であれば予算計上し検討していきたい。	なし	なし	岡崎市消防本部	消防課 消防班

巻末資料 1：既存施策の内容（詳細版）

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部課室名
34	河川法面等の 草刈	市管理河川・排水路の環境維持や、施設 状況の確認のため、河川法面等の草刈を 実施。	岡崎市	河川法面等の草刈	特になし	河川・排水路の草刈や清掃 は、地域管理を基本にお願 しているところだが、危険を 伴う箇所や、地域状況から実 施できない場合は市にて実施 している。		岡崎市	土木建設 部 河川 課
35	北山湿地・小 呂湿地の保全	荒廃して失われつつある湿地を、市民団 体の協力を得て保全整備することによ り、岡崎市の貴重な自然遺産として後世 に残していくことを目的とする。	岡崎市・おか さき湿地保護 の会・岡崎市 動植物調査会	北山湿地は毎月第3土曜日、小呂湿地は毎月第1土 曜日に、自然共生課の職員とおかさき湿地保護の 会（市民団体）の方を中心に、動植物の専門家で 構成する岡崎市動植物調査会の方にアドバイスを 受けながら、雑草の抜き取り・木道整備・柵の設 置・倒木の片付け・間伐・動植物の監視など季節 に応じた保全整備を行っている。 岡崎市動植物調査会の方には両湿地の定期観察調 査を依頼している。	北山湿地・小呂湿地内に おける貴重種の保護・保 全及び植生の回復（具体 的な数値目標はない。）	市民団体と専門家との連携で 湿地の保護を図る。 専門家が毎年湿地定期観察調 査を実施している。	岡崎市の地沼の保全	岡崎市	環境部自 然共生課
36	清掃活動等	国営新矢作用水農業水利事業等による水 路の暗渠化に伴い、上部整備された遊歩 道、せせらぎ水路、植栽の管理支援	地域住民（高 齢用水、六ツ 美幹線水路）	内容：清掃、草取り 時期：通年 場所：高橋用水、六ツ美幹線水路				岡崎市	経済振興 部農地整 備課
37	農業用水路の 上部利用	国営新矢作用水農業水利事業による水路 の暗渠化に伴い、地域用水機能の維持・ 増進を図ることにも、生活環境に置きし て利用形態に努める。	農林水産省、 愛知県、矢作 川沿岸土地改 良区連合、岡 崎市	内容：親水路整備、遊歩道整備、消火栓整備等 場所：六ツ美幹線水路、北野幹線水路		地域住民参加（ワークショッ プ）による計画づくり	国営新矢作用水農業水利事業 地域用水機能増進事業	岡崎市	経済振興 部農地整 備課
38	矢作川水辺ブ ラザ事業	矢作川水辺ブラザ事業は、矢作川沿いの 大門河川緑地と大門公園、堤下公園を一 体的に計画することで、魅力あるあい、ま た訪れなくなる、賑わいのある水辺整備 を目指している。 国土交通省が、堤防の拡幅と低水護岸整 備等を行い、洪水時の堤防の安全性の向 上を図る。 市は、整備された河川の高水敷をレクリ エーション広場やスポーツ広場など、河 川公園としての整備をする。	岡崎市	岡崎市が矢作川沿いの大門河川緑地と大門公園、 堤下公園を一体に整備し、国が堤防の拡幅と低水 護岸整備等行う。8.7ha 整備面積 平成17年度から平成27年度 整備期間 スポーツ広場、水辺広場、親子交流 広場、自然体験広場、レクリエーション広場、大 門公園再整備、堤下公園再整備	「地域と連携した川づく り事業」 国が行う河川改修と地域 の交流拠点整備により水 辺に“にぎわい”を創出 する	・ 国土交通省と岡崎市の協 同事業 ・ ワークショップ方式によ り市民と行政が協働して、河 川公園づくりを進めている。		岡崎市	土木建設 部公園緑 地課
39	多自然川づく りの推進	「多自然川づくり基本指針」を基に可能 な範囲で川づくりを進めていく。 推進するにあたり、河川管理の各段階に おける技術の向上や手法の確立等が必要 となることから、担当者が多自然川づく りのポイントや留意点などをよく理解 し、取組を通じて調査研究に努める必要 がある。	岡崎市	研修会への参加や内部講習会の実施 これから改修する河川については、計画・設計段 階においての取り組みを強化していく。 特に、これから河川改修を実施していく占部川、 右田川等で取組を予定している。				岡崎市	土木建設 部 河川 課
40	ホテルの保護 活動・飼育活 動の実施	ゲンジボタル発祥地として天然記念物に 指定されているホテルを絶やさないよう に、ホテルの発生している地域や発生可 能な地域の小中学校に保護・飼育活動を 呼びかけ保護活動を行う。 また、ホテル観賞会などをおこない環境 意識の向上を図る。	岡崎市	ホテルの保護、関係団体への補助	特になし			岡崎市	環境部自 然共生課 教育委員 会生涯学 習課

基本方針 4 岡崎在来の豊かな自然とふれあえるまちをつくる

巻末資料 1：既存施策の内容（詳細版）

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部課室名
41	岡崎観光夏まつり 花火大会	菅生神社の祭礼奉納花火の行事を受け継ぎ、現在では岡崎市の観光イベントの1つとして全国屈指の規模を誇る花火大会(平成18年度 入出48万人)	岡崎市 岡崎市観光協会	時期：8月第1土曜日 場所：乙川(菅生川) 河畔 内容：仕掛花火、スターマイン、金魚花火、打上花火など合計約2万発			岡崎観光夏まつり 五万石おどり、五万石みこし、よさこいinおかざき (開催日：花火大会前日)	岡崎市	経済振興部 観光課
42	河川愛護活動	地域レベルの河川愛護活動を推進し、市民の財産である河川の環境保護に対する意識を高め、散乱ごみを抑制し、良好な河川環境を維持する。	河川愛護団体 (田8実績：15団体、延べ2,843人)	市管理河川(準用河川・普通河川)で清掃・草刈などを実施している河川愛護活動団体に報償金を支給するが、年2～5回実施	特になし	河川愛護団体としての登録はされていないが、町内会のなかには、自主的に河川・排水路等の清掃・草刈活動を実施している町内会がある。(詳細の把握はしていない)		岡崎市	土木建設部 河川課
43	清掃活動等 農地・水・環境向上対策	地域ぐるみで農業用の排水路等の景観と環境形成を守る取組に対して支援	活動団体(農業者及び非農業者で構成)	内容：草刈、泥上げ、農地周辺の清掃 時期：通年 団体数：31団体(50集落)	平成19年度から5年間継続		農地・水・環境向上対策	岡崎市	経済振興部 農地整備課
44	河川美化団体の助成	快適な生活環境の実現のため、河川美化団体が行う活動に対し、予算の範囲内において助成する。	岡崎市	草刈清掃、河川パトロール、蜆の幼虫放流など、20万円を上限として助成を行う。	特になし	一部の団体と岡崎市は協働関係にある。	特になし	岡崎市	市民文化 部市民協働推進課
45	伊賀川一斉清掃	伊賀川流域住民をもって組織され、昭和47年6月に発足。「次の世代に清流」をスローガンに掲げ、堤防の草刈りや川掃除、河川パトロールなどの奉仕活動を続け、音の清流を取り戻すことを目的に活動している。	伊賀川を美しくする会(流況調査員で構成)	・伊賀川一斉清掃(6月) 流域約5,000人参加、実施区域4km ・川まつり、夏休みに子どもたちに川魚をつかんでもらう。 ・河川パトロール	恒例化した「川まつり」を広く市民に呼びかけ、河川美化運動を盛り上げる。	事務局機能と、一斉清掃時の市職員参加など、岡崎市が側面支援をしている。	特になし	岡崎市	市民文化 部市民協働推進課
46	菅生川草刈清掃	「次の世代に清らかな流れを」をスローガンに、菅生川流域住民の地域意識を高め、川に清い流れを返すとともに、清い流れを失うことのないよう積極的に市民活動を展開する。	菅生川を美しくする会(流域住民で構成)	・菅生川草刈一斉清掃(9月) 約2,100人参加、実施区域1km ・河川パトロール	特になし	事務局機能と、一斉清掃時の市職員参加など、岡崎市が側面支援をしている。また一斉清掃では周辺企業・団体も参加する。	特になし	岡崎市	市民文化 部市民協働推進課
47	舟遊び(乙川 観光船事業)	観光基本計画に基づき観光振興アクションプランの重点プロジェクトの1つとして「家康公のまち」魅力創造事業で特に岡崎公園・八幡蔵通り・本橋寺周辺を結ぶエリアを岡崎観光の各拠点となる重点地区として乙川を利用した新たな観光資源として観光船を浮かべ観光客の誘致を図る。	乙川観光船実行委員会(岡崎市長・岡崎商工会議所・岡崎市観光協会)	【春季】 期間：4月上旬～15日程度 場所：乙川右岸河川敷船着場 【秋季】 期間：市民まつり期間中 場所：乙川右岸河川敷船着場	乙川の魅力を引き出すきっかけとする。また、観光客に地元の名物、名産品を紹介し地域の活性化と賑わいづくりに寄与する。	商工団体及び地元商店街と観光ボランティアガイド	桜まつり 秋の市民まつり	岡崎市	経済振興部 観光課

基本方針 5 水との関わりを深め、水を通してつながりあう

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部課室名
基本方針 5	48	自然環境啓発イベント（おと川リバーヘッド大作戦）	岡崎市、おと川水源の森づくり実行委員会	森林の豊かさが流域を潤し、さらには海を潤すとの認識にたち、森林機能の重要性を理解し、循環型社会を構築することを目的とする。	森林の除間伐、枝打ち、植樹等を行なう。間伐材で焼いた炭を森林等に撒く。 年1回開催	一過性のイベントでなく、今後の環境保全活動に繋げていきたい。	なし	岡崎市	環境部自然共生課
	49	水道週間	岡崎市水道局	水道について市民の方々に理解と関心を深めていただく、水道事業の今後の発展のために、水道をPRしていく。	6月1日～7日 ポスターの掲示 浄水場の一般公開 飲料水「額田仙水」販売	水道の大切さ、重要性を知ってもらう。		岡崎市	水道局総務課
	50	環境教育の支援	岡崎市	地球環境を保全していくためには、大人から子供までみんなで活動していく事が求められる。そこで、岡崎市では小中学校での環境教育の推進及び、保育園・幼稚園での小学校へつながる環境教育の推進を図るため、環境教育を積極的に支援する。	小中学校・公立保育園・公立幼稚園の近くを流れる川に行き、生徒・園児と共に川に入り水生生物を採取し、その水生生物からその川の汚れ具合を調べ、川の汚れの原因や川をきれいにするにはどうしたらいいのか、何をすればよいのかを子供たちに考えさせる。	岡崎市内全ての小中学校・公立保育園・公立幼稚園での環境教育の実施。	なし	岡崎市	環境部自然共生課
	51	水とみどりの森の駅事業	岡崎市・市民活動団体	岡崎市は、額田町との合併により水道水源の50%を占める乙川の水源と豊かな自然を有することになった。水資源と「豊かな自然環境」を将来に継承するため、保全・育成し活用することを目指す。地域資源を活用した市民活動団体の支援や、市民交流を促進し、環境保全に対する市民意識の高揚を図る。	守り育てるべき「自然環境」と守り育てるための「地域活動」があり、市民が自然を学び、体験できる機会が提供され、交流が生まれる所を「森の駅」と位置づけ、森の駅（4箇所）、森の駅育成地区（5箇所）を指定し、各駅で環境保全活動、自然観察会等を開催する。	森の駅事業を理解し、地域の人人々と一緒に各種事業の支援をしていただける「森の駅サポーター」を募集し、登録者数100人を目標とする。森の駅育成地区等を整備、育成し、森の駅に指定できるような支援していく。（具体的な数値目標はない。）	各駅が行う、活動、体験、イベント等について情報提供する。各駅の駐車場整備、便所設置等環境整備を行なう。	岡崎市	環境部自然共生課

巻末資料 1：既存施策の内容（詳細版）

■国土交通省の既存施策

番号	取り組み名	①取組の目的や背景など	②実施主体 (事業主体、当事者など)	③実施内容(概要)、 実施時期、実施場所など	④取組の目標 (具体的な数値目標など)	⑤取組の連携、協働、その他	⑥関連計画	機関名	部署室名
1	川と海のクリーン大作戦	平成14年より、河川愛護・三河湾浄化を目指して「川と海のクリーン大作戦」と海のリコーン大作戦（一斉清掃）を実施しています。	中部地方整備局豊橋河川事務所ほか	＜統一実施日＞ 平成19年10月28日（日） 早朝～（実施日は市町村等で異なることがあります） ＜実施河川及び海岸＞ ・伊勢湾・三河湾を囲む河川及び海岸 ・豊川水系・矢作川水系（豊川・矢作川及びその支川等） ・三河湾海岸			矢作川水系河川整備基本方針（旧8.4）	中部地方整備局豊橋河川事務所	管理第一課
2	水生生物調査	水生生物調査により河川の水質状況を判定するとともに、水質の保全や河川愛護思想の普及啓発も目的としている。	豊川・矢作川流域の小中学校等の参加により、中部地方整備局豊橋河川事務所が実施。	昭和59年から毎年7～8月に実施。 豊川、矢作川の17地点（旧8実績）		豊川・矢作川流域の小中学校		中部地方整備局豊橋河川事務所	調査課
3	河川等公共用水域水質監視	水質測定計画に基づき、河川の水質調査を実施するとともに、その結果をホームページにより公開している。	中部地方整備局豊橋河川事務所	豊川5地点、矢作川の5地点（旧8実績）		水質汚濁対策連絡協議会にて、関係機関との連絡調整を図っている。		中部地方整備局豊橋河川事務所	調査課
4	節水意識の高揚	渇水時における河川環境の保全と取水の安定化等のため、水量水質の監視を行うとともに、河川流水の総合的運用による補給の調整等を行う。	中部地方整備局ほか	渇水時の水利使用の調整には、水利使用者及び関係行政機関で構成される「矢作川水利調整協議会」を開催し、水利使用の調整が円滑に行われるよう、必要な情報の提供等に努めている。	流水の正常な機能を維持するため必要な流量 7.0m ³ /s 岩津地点		矢作川水系河川整備基本方針（旧8.4）	中部地方整備局豊橋河川事務所	流水調整課
5	利用推進事業	環境学習や癒しの場として周辺地域と一体となって親水等の河川利用の推進を図る。	中部地方整備局豊橋河川事務所、岡崎市	大門地区水辺プラザ事業 ・下流水辺整備（親水護岸） ・上流水辺整備（親水護岸） ・階段工、坂路		大門河川緑地を語り合う会	矢作川水系河川整備基本方針（旧8.4）	中部地方整備局豊橋河川事務所	工務課

■愛知県の既存施策

番号	取り組み名	①取組概要	県庁		地方機関				
			②取組の数値目標等	③県の関係部局・関係課室	④地方機関関係課室名	⑤実施箇所名	⑥取組の数値目標等	⑦対象となる地域協議会	⑧備考
1	造林	森林の健全な育成及び水源のかん養等の公益的機能発揮のために、森林所有者等が行う植栽、保育、間伐等の森林整備に対して補助	H22まで年間4,800ha（間伐）	農林水産部 森林水産課	西三河農林水産事務所林務課	管内一円	年648ha		補助金
2	治山	山腹崩壊地や浸食された溪流等の荒廃地を整備	H22までに2,800ha(治山施設)	農林水産部 森林水産課	西三河農林水産事務所林務課	管内一円	年42ha		事業費
3	計画的な森林整備の支援（現況調査）	森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施策に不可欠な森林の現況調査等の地域活動を支援	H22までに78,400ha（森林整備地域活動実地協定を締結する森林施策計画面積）	農林水産部 森林水産課	西三河農林水産事務所林務課	管内一円	年1,150ha		事業費
4	計画的な森林整備の支援（計画）	民有林の森林施策上の指針、森林・林業に関する諸施策の実行上の基準を示す地域森林計画を樹立	H22までに2計画区	農林水産部 森林水産課	西三河農林水産事務所林務課	管内一円			
5	県産材利用促進	県産材である三河材に対する意識の向上、利用の促進のため、住宅や公共施設での三河材を活用した木造、木質化を推進		農林水産部 森林水産課	西三河農林水産事務所林務課	管内一円	年3,4千m ³		
6	間伐材利用促進	間伐材の利用は間伐を促進し、森林の水源かん養機能を高める効果が期待されるため、継続的かつ多くの利用が見込まれる公共工事において間伐材の利用を促進		農林水産部 森林水産課	西三河農林水産事務所林務課	管内一円			
7	農業水利施設の環境整備	・生態系、景観に配慮した農業水利施設、ため池、水路の整備 ・「愛知県ため池保全構想」に基づくため池保全の推進	「食と緑の基本計画」H22目標(P.21,55)・ため池や水路の環境整備 36か所 ・「愛知県ため池保全構想」の策定	農林水産部 森林水産課 農地整備課	西三河農林水産事務所建設課	高橋地区はじめ3地区	H22目標3地区		

巻末資料1：既存施策の内容（詳細版）

番号	取り組み名	①取組概要	県庁		地方機関				
			②取組の数値目標等	③県の関係部局・関係課室	④地方機関関係課室名	⑤実施箇所名	⑥取組の数値目標等	⑦対象となる地域協議会	⑧備考
8	清掃・除草	県管理河川・海岸における地域住民による自主的な清掃活動等に対する報奨制度		建設部 河川課	西三河建設事務所維持管理課 西三河建設事務所西尾支所管理課	管内一円	—	西三河	
9	河道改修	乙川流域において、乙川圏域河川整備計画を策定し、河道改修を推進。		建設部 河川課	—	—	—	—	
10	多自然川づくり	河川の改修にあたり、河川が本来有している生物の良好な生息・生育環境に配慮し、美しい自然景観の保全・創出に努める。		建設部 河川課	西三河建設事務所	管内一円 (広田川始め)	—	西三河	
11	水辺林や植樹等 (水辺の緑の回廊)	・河川の高水敷・河岸と堤内地を結ぶ空間に、水辺林を形成し、河川周辺を含めた生物の生息・生育環境の拡大と、豊かな自然景観を創出 ・植樹を地域の人々の参加を得て行うことにより、河川と地域との関係の再構築 (「水辺の緑の回廊整備」)		建設部 河川課	西三河建設事務所建設第二課	—	—	西三河	
12	自然環境の保全・復元	自然の状態を極力残しながら、瀬や淵、せせらぎ、ワンド等の自然環境を保全・復元するとともに、子どもたちが安全に自然に出会えるよう河岸等へのアクセスの整備等(「水辺の楽校プロジェクト」)		建設部 河川課	西三河建設事務所建設第二課	岡崎市	—	西三河	
13	子どもの水辺活動支援	「水辺協議会」を設置し、子どもたちが活動する場としてふさわしい活動場所(水辺)の選定・登録し、子どもたちをはじめとする地域住民等の水辺における活動を支援する		教育委員会 建設部 生涯学習課 河川課	西三河建設事務所建設第二課	岡崎市 (矢作川、乙川)	—	西三河	
14	農地・水・環境保全 全向上対策(地域での取り組み支援)	地域ぐるみで農業用の用排水路等を守る取組に対する支援		農林水産部 農地計画課	西三河農林水産事務所建設課	管内一円			

岡崎市水を守り育む条例 案

目次

前文

第1章 総則（第 1 条～第 6 条）

第2章 水循環総合計画（第 7 条、第 8 条）

第3章 健全な水循環のための施策（第 9 条～第 13 条）

第4章 水循環推進協議会（第 14 条～第 19 条）

第5章 雑則（第 20 条）

附則

水は、すべての生命の源であり、太古の昔から、私たちに自然の畏怖を与えながらも、限りない恩恵をもたらし、豊かな自然を生み、稲作文化をはじめとした独自の文化を育ててきた。

とりわけ、本市は矢作川、乙川をはじめとした河川や数多くの池に恵まれ、飲料水、各種用水として利用し、水が私たちの暮らしを支えてきた。

ところが、近年、都市化の進展等により、水質汚濁、河川流量の減少、山林の荒廃、親水性の低下など水に関する様々な問題が生じてきた。

こうした中、私たちは、このような水を取り巻く現状を認識し、将来にわたって健全で恵み豊かな水が維持されるよう、水を大切に守りながら使い、また、作り育むことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、健全な水循環を確保し、及び創造するために、水に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、水循環に関する施策の基本となる必要な事項を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図り、現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、「健全な水循環」とは、降水が土壌等に保持され、若しくは地表水及び地下水として流下して海域等に流入し、又は大気中に蒸発して再び降水になる一連の過程である水循環において、人間社会の営み及び環境保全に果たす水の機能が、適切な均衡の下に確保されている状態をいう。

（基本理念）

第 3 条 水は、市民全体の共有の財産であるとともに、生命の源であることから、私たちは清らかで、安全で、かつ豊かな水を持続的に確保するよう努め

巻末資料２：岡崎市水を守り育む条例(案)

なければならない。

- 2 水の相互利用及び管理は、公共の利害と関係するものであることから、水量、水質を始めとする水環境と調和するものでなければならない。
- 3 私たちは、自主的かつ積極的に健全な水循環を確保する施策に取り組んでいかなければならない。

（市の責務）

第４条 市は、この条例の目的を達成するため、水循環に関して総合的かつ計画的な施策を推進しなければならない。

- 2 市は、国、県及び他の地方公共団体に対し、必要に応じて理解及び協力を求めなければならない。
- 3 市は、自ら事業活動を実施するに当たっては、健全な水循環を確保し、及び創造するため積極的に取り組むように努めなければならない。
- 4 市は、水循環に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

（市民の責務）

第５条 市民は、日常生活の水循環に与える影響を認識し、生活排水による水質汚濁の防止、節水等に心がけ、水環境の保全に努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第６条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、水環境を保全するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する水循環に関する施策に協力しなければならない。

第２章 水循環総合計画

（水循環総合計画）

第７条 市長は、健全な水循環に関する総合的な計画（以下「水循環総合計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 水循環総合計画は、健全な水循環に関する基本方針、目標及びその目標を達成するための施策その他必要な事項について定めなければならない。
- 3 水循環総合計画は、おおむね６年ごとに見直し、変更するものとする。
- 4 市長は、水循環総合計画を策定するに当たり、市民及び事業者の意見を聴取し、これを水循環総合計画に反映するよう努めなければならない。
- 5 市長は、水循環総合計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 6 前２項の規定は、水循環総合計画の変更について、準用する。

(年次報告書の作成等)

第 8 条 市長は、水循環総合計画に基づき実施された施策の状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第 3 章 健全な水循環のための施策

(水源の涵養)

第 9 条 市は、健全な水循環を保持する水量の確保を図るため、森林及び農地の有する多面的機能を認識し、森林及び農地の保水能力を向上させるような措置を講ずるものとする。

(雨水の貯留浸透及び雨水利用の促進)

第 10 条 市は、雨水が健全な水循環を確保する上で重要な要素であることから、雨水の貯留浸透及び利用の促進を図り、平常時の河川流量の確保及び浸水被害の低減に努めるものとする。

(汚濁負荷量の削減)

第 11 条 市は、清らかで安全な水を確保するため、生活排水については下水道整備の促進、合併処理浄化槽の普及等により、工場及び事業所からの排水については監視及び指導をすることにより汚濁負荷量を削減するよう努めるものとする。

(水中及び水辺の生態系の保全)

第 12 条 市は、水中及び水辺の生態系を保全するため、河川、ため池、湿地等の動植物の保護その他必要な措置を講ずるものとする。

(水との関わり)

第 13 条 市は、市民が水との関わりを深め、水辺を身近に感じることができるよう、環境活動の促進、環境学習の機会の付与その他必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 水循環推進協議会

(設置)

第 14 条 市に、健全な水循環に関する施策を推進するため、水循環推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 15 条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

巻末資料２：岡崎市水を守り育む条例(案)

- (1) 水循環総合計画に関する事項
- (2) 健全な水循環に関する基本的事項及び重要事項

(組織)

第 16 条 協議会は、20 人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第 17 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 公募した市民
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

2 委員の任期は 3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 18 条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第 19 条 会長は、必要に応じて、水循環に関する専門的な調査又は検討を行わせるため、協議会に部会を設置することができる。

2 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第 5 章 雑則

(委任)

第 20 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に第 7 条第 2 項に掲げる事項について策定されている水循環総合計画（「水環境創造プラン」をいう。）は、同条第 1 項の規定により策定された水循環総合計画とみなす。

岡崎市水環境創造プラン

～わたしたちがつくる、
水・みどり・生きもの豊かな“里川”のまち～

平成 20 年 3 月

岡崎市環境部環境保全課

〒444-8601 岡崎市十王町 2 丁目 9 番地

電話 0564-23-6861 FAX 0564-23-6536

Email kankyohozen@city.okazaki.aichi.jp
